

議事日程第2号

令和5年2月28日(火)

第1 市政一般に対する質問

安田 健次郎

田井 博之

船木 正博

佐藤 誠

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16人)

1番 吉田 清孝	2番 古仲 清尚	3番 鈴木 元章
4番 安田 健次郎	5番 吉田 洋平	6番 蓬田 司
7番 船木 正博	8番 佐藤 誠	9番 畠山 富勝
10番 進藤 優子	11番 笹川 圭光	12番 太田 穰
13番 三浦 利通	14番 小野 肇	15番 田井 博之
16番 小松 穂積		

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局 長	岩谷 一徳
副事務局 長	清水 幸子
主 席 主 査	中川 祐司
主 事	菅原 優美

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原 広二	副 市 長	佐藤 博
-----	-------	-------	------

教 育 長	鈴 木 雅 彦	選 挙 管 理 委 員 長	淺 野 光 男
理 事	佐 藤 透	総 務 企 画 部 長	八 端 隆 公
市 民 福 祉 部 長	伊 藤 徹	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	佐 藤 雅 博
産 業 建 設 部 長	田 村 力	企 業 局 長	佐 藤 孝 悦
企 画 政 策 課 長	杉 本 一 也	総 務 課 長	湊 智 志
財 政 課 長	鈴 木 健	税 務 課 長	佐 藤 静 代
福 祉 課 長	高 桑 淳	生 活 環 境 課 長	佐 藤 淳
観 光 課 長	長 谷 部 達 也	農 林 水 産 課 長	鎌 田 重 美
病 院 事 務 局 長	三 浦 大 成	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教 育 総 務 課 長	村 井 千 鶴 子	学 校 教 育 課 長	笹 渕 美 穂
監 査 事 務 局 長	目 黒 一 人	農 委 事 務 局 長	船 木 聖 徳
企 業 局 管 理 課 長	畠 山 隆 之	ガ ス 上 下 水 道 課 長	三 浦 昇
選 管 事 務 局 長	( 総 務 課 長 併 任 )		

午前10時00分 開 議

○議長（小松穂積） これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

---

日程第1 市政一般に対する質問

○議長（小松穂積） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

4番安田健次郎議員の発言を許します。安田議員

【4番 安田健次郎議員 登壇】

○4番（安田健次郎議員） 皆さん、おはようございます。

今回の一般質問でトップバッターになりますけども、よろしく願い申し上げたいと思います。

まず初めに、このたびの、御存じのようにトルコ、シリアの、あの大変な大地震による多くの死者、そして被災者に対し、心からのお悔やみを申し上げたいと思います。そして何よりも一刻も早い復旧・復興を心から願うものであります。

さて、通告に基づいて質問をさせていただきますけれども、今、国も全国の地方、どこでも今、予算ということで各自治体もこの中心の議会が開催されておりますけれども、前段ちょっと申し上げますけれども、この国会の議論を聞いていますと、主な主要な議題の一つに子育ての異次元の取組ということが盛んに言われておりますけれども、この少子化対策に挑戦をするという岸田内閣の表明でありますけれども、子育て支援対策の人口減少対策としても重要な問題であるわけでありましてけれども、何せ具体的にはどのような政策を打ち出すのか、まだまだこう具体的な中身が見えていないような感がいたしますけれども、早めに具体的な施策を求めたいというふうに思っているところであります。

で、当市においても市長の所信表明にありましたように、今回も子どもの支援に全力を挙げると、いわば日本一の環境を整えると、子育ての、そういう表明をいたしておるわけでありましてけれども、確かに、まあある意味で、昨年あたりから医療費の完全無料化が実現しましたし、給食費の一部の助成も実現をいたしました。一定のこう

いう進んだ取組は評価されるのは当然でありますけれども、まだまだ市内の中には子どもに対する支援が弱いんじゃないかと、他市に比べてという言葉が時折聞かれます。確かに前段申し上げましたように、国の施策もまだ具体策が定まらないところもありますけれども、一定の進んだところは進んだところでありますけれども、子どもを取り巻く環境といいますか、いわゆる人口減少対策も絡めまして、非常に多くの取組が求められていると思うわけでありまして、で、給食費の一部助成化などもありますけれども、何よりも市民の皆さんに聞きますと、教育費の負担が一番こたえるという答えが結構聞かれます。特に医療費の無料化で大変多くの親御さんたちに喜ばれましたけれども、今は、その教育費のほうがもっとやっぱり実際には負担が大きすぎると、これを何とかしてほしいという要望が結構ありましたので、それらを踏まえて今回のこの一般質問で議論をさせていただきたいと思ったわけでありまして。

今、この子育て支援対策としての、急速に進んでいるこの給食費の完全無料化が全国に進んでおります。昨日の時点で、文科省の報告でも3割程度まで実現をしております。で、これからやがて取り組みたいという、アンケートによりまして78パーセントほどのやがては完全無料化に取り組むという答えが出ているようであります。そういう点では、確かに一定の取組はやってますけれども、まだまだ給食費の法律を盾にして、やっぱりまだ自治体では保護者負担だというお答えをいただいているわけでありまして、時代の趨勢といいますか、今、今日のこの人口減少問題も絡みまして、やっぱりこの子育てには十分な手立てが必要だというのが事実ではないでしょうかと思うわけでありまして。そういう点も絡めまして、この給食費の完全無償化、そして各種の学生等への学費支援、もしくは下宿代の支援とか、そして通学費の、日頃から言っています通学費の支援などが必要ではないかと考えます。そして、くどいようでありますけれども、3回も言いますけれども、国保税の均等割の子どもへの補助対象、補助の問題、これらもこれで3回になりますけれども、こういう問題についての市長の答えを求める意味で、三つの課題を質問させていただきます。

一つは、今るる申し上げましたけれども、給食費の完全無料化の実施に対する考え方はどうなのか伺いたいと思います。

二つとして、これも申し上げましたように、学生等、等ということですから、いろんな学生があります、学生と言われるものがありますけれども、その学費の支援

や、何回も言ってる高校生等への通学費の問題、下宿補助の問題なども含めて、この点についてはまだ考えは定まらないのか伺っておきたいと思います。

三つ目ですけれども、子どもの国保税の均等割、これに対する減額措置は依然としてまだやる気はないのか、これも確認しておきたいと思います。

以上で一つ目の質問にさせていただきたいと思います。

二つ目は、インボイス制度、税金の問題でちょっと、直接的には国の問題でありますけれども、市長の政治姿勢を問う意味で質問させていただきたいと思います。

正確には、法律的には、通告に書いてありましたように適格請求書等保存方式、これは税法ではこういう言葉ですけども、今、国では簡単に適格証明書という言い方をなされているようでありますけども、今、この税務関係でこの国会でも問題になると思うんですけども、なっていますけども、二つの大きな問題があります。一つは、このインボイス制度を進めると。もう一つは、税務相談停止命令制度、これが今の3月中に決定されるんじゃないかという話が、うわさが出ています。これは税理士協会とかいろんな方々が機能しているわけでありまして、このインボイス制度、これを取り上げてみたいと思うのは、申し上げましたように、市の直接的な関わりではないけれども、いろんな弊害があるようでありますので質問させていただきたいと思います。

ちょっと喉の調子が悪くて。

で、このインボイス制度、ちょっと前段申し上げますけれども、去年の10月から申請が始まっています。で、最初はこの3月までに期限がありまして、3月から取組を始めますと言いましたけれども、何か批判があったようでありまして、今年の9月まで延期なされたようであります。

で、この登録制度、調べてみましたら全国で法人、個人も含めて300万人ほどの対象になるそうであります。ところが現在の登録を見ますと、法人で42パーセントだそうであります。個人では9.9パーセントと、だけの登録ということに伺っておりますけれども、そもそもこの制度は免税業者をなくする、まあ1,000万円以上は今までの消費税の課税業者ですけども、999万円までの方々は、今までも消費税を納めなくてもよかったわけでありまして、いわゆるここらに関わる、この金額等に近い方々、中小企業やそういう方々へも今度は消費税を課税するという制度で

あります。で、特に農林漁業者、小規模事業者、そしてフリーランスの方々、市の行政に関わる事業などもあると思うんです。こういうこの事業に関わる各種団体等へ発行するのが条件となりますけれども、この点について、市に関わる問題も含めて質問したいと思うんです。

ただ、この間の当議会でも陳情書が採択されました。延期してくれという陳情書でありましたけれども、全く私たちも賛成したわけでありますけれども、市では、こういう議会の意向についてどう考えておられるのか。このインボイス制度というのをどういうふうに思ってるのか。それらを含めて、くどいようですけれども、一番初めに市長に、このインボイス制度についての考え方を示していただきたいというふうに思います。

二つ目は、今申し上げましたように、様々な市の執行する行政、いろんな事業、各種の制度、そういうものについての影響がどの程度あるのか。そして、それらに対する被害をどう捉えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

三つ目は、通告しましたけれども、市民が不安に思っている、そしてよく分からないというこの声に応じて、一定の何ていうか、広報というか、相談というか、そういう対応なども必要なんではないかと考えますけれども、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

次に、三つ目ですけれども、まあ過去に佐藤巳次郎議員も質問しておりましたけれども、補聴器の補助問題であります。これも今、急速に、私、統計調べたんですけども、急速に今、広がりつつあって、全国の各自治体で取り組まれている大きな課題だということで質問させていただきます。

で、まあ御存じのように近頃高齢者の不満が高まっています。年金の問題、医療費の問題、介護保険の問題等で年金組合などの声を聞きますと、我々老人を殺すのかという声が聞かれるようでもありますけれども、こうした福祉サービスの利用の引下げなどがあって、何よりも時期的に値上がりの問題があって、特に高齢者は、低所得の高齢者は大変な状況にあるというのが現実だろうと思うわけであります。

で、御存じのように当男鹿市の場合、この高齢者の数が、数値が高いわけでありますから、難儀してる方々が相当数いるんじゃないかと思うわけでありますけれども、その中でも高齢者への難聴の問題が大きく今、取り上げざるを得ない状況になってい

るのではないかと思います。

で、ちょっとデータを申し上げさせていただきますけれども、専門家によりますと、70歳以上の男性が23.7パーセント、女性で10.6パーセントです。80代になると、それぞれ36.5パーセント、そして28.8パーセントというデータがあります。原因は、動脈硬化や血液障害、そして睡眠不足に陥ります。そして騒音などが弊害になりますけれども、こうした難聴に対して、なりますと、家族や友人たちの会話が不足になったり、地域のコミュニケーションに参加できなくなったり、いろんな弊害が出てくるそうであります。そのために一番先に出てくる障害が認知症だそうであります。この認知症になりますと、相当医療費の問題も含めて大変になるわけでありますから、そして、この認知症になりますと、これもデータですけど、32から41パーセントの方々が病気になるそうであります。認知症にならない方よりは。そういう点で申し上げますと、やっぱり健康医療の問題からも老人福祉の問題からも、やっぱり全国と同等に足並みをそろえて、この難聴補聴器の補助に対する取組を当男鹿市でも考えるべきではないかと思って質問いたします。

以上で終わります。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

安田議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、子育て支援について、まず、給食費の完全無料化についてであります。

全国的に少子化が問題となる中、その傾向が著しい本市において、子育て支援の充実強化は最も力を入れるべき施策であり、20年後、30年後の男鹿の将来を考えると、まさに待ったなしの状況にあると認識しております。

このため、本年度から実施している高校生までの医療費の全額助成や出産祝金の拡充に加え、新たに市独自に第1子からの保育料を完全無償化するとともに、在宅で保育する世帯に対し月額1万円の支援金を給付するなど、経済的支援を大幅に強化し、日本一の子育て環境を目指してまいります。

議員御提案の「給食の完全無料化」についても、少子化対策の観点から導入の可能

性を検討したところでありますが、小・中学校の給食費を無料化した場合、今後、毎年約7,500万円の財源が継続的に必要となることからやむなく断念し、来年度においては食材費高騰分を助成することで、子育て世帯の負担が増えないよう配慮したところであります。

もとより、子育てにおける経済的負担の軽減は全国共通の課題であり、全ての子どもが平等に支援を受けられることが望ましいことから、給食費の無料化をはじめ、後ほど答弁いたします、子どもに係る国保税の均等割額の減額なども含め、全国一律の制度の創設について、市長会等を通じて国に要望してまいります。

次に、学生への学費支援や高校生等への通学費の助成についてであります。

まず、国の就学支援金制度により、公立高校では、年収910万円未満の家庭に対し、授業料分に相当する年間約12万円が支給されており、実質無償化になっております。

また、私立高校においても、年収910万円未満の家庭に対し一律12万円が支給されるとともに、年収590万円未満の家庭にあつては、年間約40万円を上限に加算措置があり、実質無償化されているほか、来年度からは本県独自に、年収590万円以上620万円未満の家庭に対しても支援が拡充されることとなっております。

このほか、経済的に困窮している家庭を対象に、小・中学校同様、教科書購入費や教材費を支援する制度もあります。

市としましては、経済的な理由により修学が困難な高校生や大学生を援助するため、引き続き奨学資金の貸与や返還免除等の施策を実施するとともに、今年度新設した奨学金返還支援事業を広く周知し、利用を促すこととしており、現段階で新たな学費支援制度の創設は考えておりません。

なお、通学費助成につきましては、定住促進策や子育て支援策の一つとも考えられますが、高校等は本人の希望により進学先が選択されており、学校によって通学に要する経費も異なるなど、公平性の観点からも課題が多く、制度の導入には慎重であるべきと考えております。

こうした子育てや教育に係る経済的支援については、国において「次元の異なる少子化対策」として、児童手当の支給対象を高校生まで拡充することを含め、るる検討し、6月に示される骨太の方針の中で道筋をつけると伺っており、今後の動きを注意

深く見守ってまいります。

次に、子どもにかかる国保税均等割額の減額措置の拡充についてであります。

御案内のとおり、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、6歳までの未就学児の均等割額については、本年度から5割減額する制度が導入されております。

国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料として世帯の人数に応じて保険税を負担することとされておりますが、今回導入された未就学児にかかる軽減措置については、全国一律の制度として、保険税等への負担を求めず、国・県・市の公費を投入することで、被保険者間の公平性を確保し実施されているものであります。

国では、保険税の減免について、法令により、例えば災害や失業などで収入が減少するなど特別の理由がある場合については、条例の定めるところにより可能としておりますが、「子ども」といった特定の対象者を画一的な基準によって減免することは、適切ではないとの見解を示しております。

この件につきましては、安田議員から度々御質問をいただいているところであり、さきの6月定例会の一般質問でもお答えしているとおおり、仮に、市独自で子どもにかかる減額措置を拡充した場合、その減額分の財源は、国保税の増税か、財政調整基金または一般会計からの繰入金により補填することになり、今後の国保会計の安定した運営に支障を来すこと等が懸念されます。

こうしたことから、市が単独で拡充することは困難であると考えており、引き続き、全国市長会等を通じて、子どもにかかる均等割減免制度と対象年齢の拡充について国に強く要望してまいります。

御質問の第2点は、インボイス制度について、まず、制度に対する考え方についてであります。

インボイス制度は、令和元年に消費税の軽減税率が導入され、複数の税率が混在したことから、正確な消費税額と消費税率を把握することを目的として、本年10月から開始されることとなっており、インボイスの発行により、事業者は仕入れにかかった消費税を差し引いて納税することができるようになります。

しかし、小規模事業者やフリーランスの中には、インボイス発行の事業者登録について、税負担の発生や取引への影響等からちゅうちょしているケースがあり、登録が

伸びない一因となっていると伺っております。

もとより、本制度は、事業者の正確な事務処理による適正な課税を行うため、国会での様々な議論を経て導入されたものであると承知しており、市としましては、制度の円滑な施行のため、税務署と連携し周知に努めてまいります。

次に、市の行政執行に対する影響等についてであります。

一般会計につきましては、消費税の申告義務が免除されているため、実質的な影響はないと認識しております。

病院事業会計につきましては、市民病院における診療の大部分を占める社会保険診療が非課税取引に該当するほか、医薬材料や医療機器の取扱業者等、主要な調達先においてはインボイス対応が見込まれることから、影響はほぼないと考えております。

なお、市民病院においては、企業の健康診断や予防接種の受託等のいわゆる自由診療など、消費税の課税取引に該当するものもあることから、取引の相手方における仕入税額控除の適用に配慮し、一般会計及び病院事業会計では、インボイスの事業者登録を行っております。

企業局におきましては、令和4年10月に各事業会計においてインボイスの事業者登録を完了しており、水道料金等については、「検針票」及び「納入通知書」を適格請求書（インボイス）とする予定であります。

御案内のとおり、免税事業者については、インボイスの事業者登録を受けるかどうかは任意となっており、制度開始後、登録を受けていない事業者と取引を行う場合、仕入税額控除ができず、企業局の負担が増加することが予想されます。

このため、個人事業主に対し、制度の概要について周知を図り、登録への御理解いただくよう働きかけてまいります。

次に、市民への対応や支援策の考えについてであります。

市ではこれまで、広報おが10月、12月、1月号に秋田北税務署主催の説明会の開催について掲載したほか、昨年12月には、市役所を会場に税務署と共催で研修会を開催するなど、市民の理解が深まるよう、国や県と協力しながら周知に努めてきております。また、説明会、研修会の際には、税務署が個別具体の相談にきめ細かく対応しております。

今回の制度導入に当たり、国では、小規模事業者がインボイス発行事業者になった

場合に新たな税負担を当面軽くしたり、少額な取引はインボイスの保存がなくても仕入れ控除ができるよう、事務負担を軽減したりするなどの支援を行うこととしております。また、免税事業者から課税事業者になった場合にも、簡易課税制度を選択することができます。

引き続き関係機関と連携しながら、市民の不安解消に努力してまいります。

御質問の第3点は、補聴器購入費用への助成についてであります。

補聴器購入については、聴覚障害により身体障害者手帳が交付された方に対し、国の補装具費支給制度により、原則1割負担で済むよう助成を行っております。

また、年齢とともに聞こえにくくなる加齢性の難聴にあっても、障害の基準に適合し、身体障害者手帳が交付された場合は、同様に助成しているところであります。

この制度の活用状況については、本年1月末現在、身体障害者手帳を交付された65歳以上の方140名のうち、77名がこの制度を活用し補聴器の購入または修理を行っております。

議員御指摘の身体障害者手帳の交付に至らない難聴者への助成につきましては、加齢に伴う身体の機能低下は、本市に限らず高齢者全般に関わるものであり、高齢者福祉の一環として、全国一律で支援すべきものと考えております。

現在、全国市長会において、国に対し助成制度の創設を提言しておりますので、本市としましても、県市長会及び全国市長会を通じて国に働きかけてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 私も質問で評価した部分は評価しましたし、その部分を今、市長もるる答弁しましたけども、その点については否めない、高く評価したいと、私、そこの壇上で申し上げましたつもりです。それ以外に関わる取組の強化を私は求めたつもりで、3項目の質問をしたはずなんです。

で、まず初めに給食費の問題なんだけど、財源が例えば7,500万円かかるという御答弁です。年間ね。で、じゃあその財源がネックになるんだったら、なぜもっと小さな、財源規模の小さい自治体ね、この間、私、9月の議会だと思ったけど、少子化対策で質問したはずなんだけど、例を挙げなかったかな。人口増に関わる場所では、ほとんどこの子育て対策が充実していると。お金の問題だけじゃない。特に

兵庫県の明石市、あそこは土木建築費を3割減らして子育て支援に回して、教育費などに回して、人口増が続いてると。北海道でもそうでしょう。何か所かある、東川とか何だ、いろいろあるんだけど。やっぱり取り組んでるところはね、お金だけ、お金は工面しなきゃできないわけですよ。恒常的にこれ、機械的に決まった予算の中でこれ以上やられないって断言されたら、あと何も要望もへったくれもないわけです。しかし、私は市民の要望、声を申し上げて言ったつもりだけれども、何とかして他市にも、まあよく議論になってるんだけど、他市の例に見習えっていう言い方もちょっと変なんだけどさ、ほかでは何でやってるのかなっていう気するわけね。しかも今回ね、特に何で取り上げたかっていうと、市長がね、まあ環境、日本一の子育て支援をやるっていうアドバルーンを上げたんだからね、それにふさわしいのを求めるというのは当然だし、市民もそういう期待をしてるんじゃないかと思うんですね。財源は確かにそんなに私はゆとりがあるとは言ってません。特に男鹿市の場合ね、災害なり、建設業に関わる事業が多いわけですから、地形柄ね。それは別に否めないんだけど、財源だけで子育て支援をむげにするというのは、私はちょっと市長の考え方としてはどうなのかなっていう思いがします。

で、給食費の問題で、教育長は、まあ先ほどもちらっと言ったんだけど、学校給食法の何条だっけな、まあ何条だかあるんだけど、そこでまあ父兄負担も認めないと。でも、じゃあなぜ文科省で許可をしてるかというとな、確かに憲法では義務教育は無償に扱おうと。しかし、学校給食法では、給食費の部分については国民、食べる物についてはっていうことの解釈で父兄負担を求めるって書いてあるんですけども、で、子ども方をね育てなけりゃならないっちゅうか、まあ教育で充実していくっていうことになるとね、食の問題もね、やっぱり無償化にするべきだっていう声が非常に高まっているんです。で、全国でね、今……いずれね、相当増えています。まあここには山形県の田川、鶴岡市か、こういうところでやっていますけども、結構多くの市町村で無償化してるんですよ。で、一つは財源の問題があるんだけど、教育長にちょっと聞いておきたいんだけど、財源を抜きにしてね、給食費っていうの、やっぱり法律上、父兄から負担してもらうちゅうのを、まあ検討するっていうか、変更するっていう考え方、全然持たれないものなのか。で、本来教育長がまあ独立してるんだとすれば、当局との交渉事になるわけだけれども、やっぱり教育的な観点からいく

と、財源が大変だろうが、教育界としては子どもにね行き届いた食事を与えると。たった1食ですよ、昼間ね。それをやっぱりまあやるっていうのが、教育的な見地からいくと私は必要なんじゃないかなと。まあ財政的なことからいくと7,500万だから大変だっっちゃうことなっちゃうんだけど、それだったらね議論もへったくれもなくなるわけですよ。7,000万円だろうが1億円だろうが、こういう市にしたい、こういう要求があるんだっていうんだったら、やっぱり私はね、市長の態度をね変えていかなきゃならないんじゃないかと思うんです。ただ要望は市長会を通していろいろやってるっていう、いつも答えはそうです。で、確かにそれ大事なことなんです。特にインボイスなんかは、本当に市長ね、裸になって市長会でね叫んでいただきたいと思うんです。ところが広域の健康保険の協議会さ行っても、ほとんど発言もしていないようだし、何か、どっかの議員だかちょこちょこっと話してるだけで、やっぱり男鹿市の状況を見るとね、やっぱりそういう市長会でもっと強い発言を私はすべきじゃないかなと思うんですけども、要望はするって言ってるから、しましたとか、そういう報告を聞きたいと思います。

で、まあ抽象的な言い方しちゃってまずいわけだけでも、要は財源の問題だけでそういう考え方をするんだとすればね、子育て支援っていうのはね、ちょっと言葉と裏腹に聞こえますんで、再検討を求めたいと思います。

で、これ市長が選挙に出るときの、ここさ子育て支援一つも書いておらない。で、今回まあこの、副市長笑ってる、今回これも見るとね、非常に子育て支援と読ませていただいた。学校給食費、120万ね。地域連携170万、小・中学校の机・椅子、これは結構細々としたものはやるっていうことだから。思いはあるようなんです、子育て支援の。日本一にするって言ってるんだから。だったらね、給食費の7,500万円どころじゃないですよ。今、大学生とかね幾らか学費に対する補助はあるけれども、大抵のまあ私立なんかは年間200万円もかかるわけでしょ。私も調べました。20万円、30万円の補助でね学生方がそんなに喜んでるわけではないです。大変なんです。で、よく他市の例を言うんだけど、私はやっぱりこの給食費と、それから均等割と、それから学費に対する支援、これはもっと強力にやるべきでないかと思うんだけど、市長の答弁からそういう再質問をさせていただきますけども、もう一回お答え願いたいと思います。

インボイスの問題です。で、るるまあ当局でも調べたようなお答えなんですけども、私も資料は相当この間いろいろ勉強させていただいてるわけけども、ちょっと具体的な話します。

まず、公営企業は何か登録を済ませたような形ですけどもね、小さな業者、例えば企業局なんかは結構小さな業者多いよね。水道だとかガスだとか、ちょこちょこっと1,000万円に下らない事業者が多いわけけども、この人方が登録をしないと企業局で消費税を納めなきゃならなくなるわけだから、だから登録を早めたっていう答えだったようですけどもね、それはそうなんです。でも、企業局で負担が増えるから登録業者にねインボイス登録をしてけれっていうの、結局まあ立場からいけばね、税法からいけば当然なんだけれども、立場からいくと、当局で損するか、事業者が損するかって、損するかって言葉悪いね。負担するかっていうことになるわけだから、そういう点ではね、このインボイスっていうのは、それこそ市長会でね裸なって叫んで止めるべきでねえかと。だからさっき議会の意向もね、陳情書の採択もあったわけだから、その点です。それでね、もっと具体的なね、これ福島県の農民連、私、資料あるんだけど、税務署、国税署講習やったら、あのね、何ていうかな、ちょっとど忘れしたな。公営企業の事業に対して、このまま、この制度をそのままやると、相当中小業者が難儀をするという答えが出て、質問したそうです。でも、まあ税の公平性からいくと、1,000万円以上は消費税課税業者なってるし、999万円までの人方は非課税になってる。この不公平を是正するっていうことなんです。それは、普通、例えば今行われてる1,000万円以上の課税業者、我々も簡易課税方式をとってるわけだけれども、この人方については当然それは納めてるわけだからいいんだけど、しかし、要は小さな業者はなぜ今まで取らなかったかっていうのは、いわゆる業者を擁護するっていうかね、そういう立場であったんですよ。それが今回、低所得者、低収入の事業者に対しても消費税を取るという方式ですから、これはやっぱり私は庶民いじめだと思うんですね。で、まあ福島みたいに、横さそれたんだけど、交渉したらね、何ていうか、例えば変な話あったけどもね、福祉協議会、いや、俺ちょっと急ぐとね物忘れてしまうんだけど、福祉協議会はなぜ対象になるかって聞いたんですよ。何だと思うすか。自動販売機を置いているから課税対象になりますっていう答えなんですよ。笑ったそうです。交渉の途中でね。だからインボイス制度で消

費税を取るために、いろんな何ていう、理屈に合わないやり方をしているそうなんです。

それからもう一つ再質問で聞いておきます。一つは、例えばオガーレ、オガーレに納めてる業者から消費税がまあ登録しないと納めきれないわけだから、オガーレ側で負担するのか、それとも納入者に負担求めるのか、そこら辺はどういう対応するのか聞いておきたいと思う。

それからもう一つは、今言ったように福祉協議会。ここらにも対象にするっていうことだったら、どう対応なるのか。非常に不可解だっというかね。

で、今、病院の問題は、まあ当然あるわけだから、それを、まあいいか。

もう一つはね、小さな、いわゆる、今さっき公営企業の話だけしたんだけど、ほかにもいろんな仕事、事業発注いっぱいあるわけだけどもね、いっぱいあるわけでしょ、小さな事業者、土木でも建築でも。こういう人方への対応をどうするのか。あくまでも登録を求めて課税業者になれというふうに指導って言えばいいか、でないと事業はやりませんという酷なことは言わないと思うんだけど、そこら辺の取扱いはどうするのかお答え願いたいと思います。

まあところどころ忘れるからあれだけども、ちょっとね。

それから、まあもちろんフリーランスの方も含めてだっということ、話しておきます。

で、商工会とかね、一番問題なるのは商工会だと思うんだけど、これ商工会とかいろんなその事業の団体についての取組に対してね、当局はどういうこれからの話合いついていうか、やるのか。そこも聞いておきたいなと思います。

ちょっと抽象的だな。ごめん。

補聴器に入ります。これ補聴器の問題ね、まあ3割ほどになったそうですね、全国で。補聴器の補助がね……ああ、んだ。32パーセントぐらいまで上がってきてるね、全国で。補助に対する補助自治体が。パーセントだよ。何ぼだかって書いてないんだけど。だからね、障害者に対しては、これ前々からある制度で、補聴器は国でも援助してるし、身体障害者法で援助してます。それは分かるんだけど、一般の軽いついていうかね、要は65歳以上のお年寄りに対しての援助、これまあ所得割も入れてるところもあるし、まあほとんど、悪いども正直に言います。所得割を導入し

てるのが半分以上です。全額無償ではないんだけどね、確か。だからね、まあ所得割導入してもいいとは言いたくないんだけど、この補聴器の補助はね、やっぱりやるべきだと。で、これ何よりも健康の問題なんです。市長よくね、保険税が高いと、健康を大事にしなきゃならないっていうか、二、三年前から結構、健康対策をね強めよう強めようと言ったんだけど、なかなかまだ実績が上がらないっていうかね、そんなに医療費が減ってるわけでもない。これをやっぱり解決するっていう意味ではね、あらゆる角度から、あの何だ、体操の取組だとか健診のパーセントを上げるとかね、ふだんからの健康行政、そういうのは大事なんだけど、黙っててもこの認知症に関わっていくっていうこの弊害の、高齢者の病気の率が高いっていうことなんだ。だから補助をなさっていう、しましよっていうことになってるそうです。で、東京都ではほとんどまあなったようでありますけどもね。これもね、ちょっと調べた資料あるんだけど、やっぱり進んだ、人口増になってるの、子どもだけでなくてね、そういうお年寄りにも優しい、この補聴器のことをねやることによって、あそこのまちはいいまちだっていうことでね、移住してくるっていうかね、そういうのが今、流行ってるっていう言葉がね、増えてるんです。この移住・定住ってのはテレビでも何回もやってるし、新聞でも盛んに今取り上げざるを得ない問題なんだけど、そういう中でね、この補聴器の取組がぐっと今進んできてる。ですからね、何とかして市でもね、それこそ他市に先駆けて実現すると。そうすると、市長が言ってる子どもを育てる環境を日本一にするとか、福祉の男鹿市だとか、移住・定住の最たるもんだというのがね、アドバルーンがぐっと上がると思うんだけど、そういう意味でもこの健康に関わる補聴器の問題をね、ここら辺であまりやってないですよ。東京都のほうが中心なんだけど、でもやっぱりそういうところも一肌脱ぎませんか。

以上、2回目の質問にします。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 安田議員の再質問にお答えいたします。

学校給食費の保護者負担について変更はないかということでございます。

これまでも答弁しておりますように、学校給食費に係る経費につきましては、学校給食法第11条において、設置者と給食の提供を受ける児童生徒の保護者がそれぞれ

負担することと規定されておまして、食材料費については保護者が負担することが原則とされております。このことから、教育委員会としましては、学校給食費は保護者に負担していただくということを基本と考えております。この考えに変更はございません。

以上です。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 給食費の無償化について、今、教育的な観点、視点からの考えは教育長申し述べてございます。これは今までの議会でも何度か教育長から答弁した内容と同じでございます。

今回、給食費について、議員の御提案のように無償化はできませんでしたがけれども、値上がり分、食材費がどんどん値上がっております。その値上がり分を子育て世帯の方々に御負担いただくというのは、やっぱりなかなか大変だろうと。上がってない、まあ実質値上がりのような多分食材上がってますのでね、仮に今と同じような形で御負担いただくとしても、まあ実感とすれば値上がりというふうな感じ、イメージを持たれるだろうということで、まあ食材費の高騰分については支援をするということにしたものでございます。これは、教育的な視点からではなくて、子育て支援の観点から、その視点からその一環として実施したということで、まず誤解のないようにお話しておきたいというふうに思っております。

で、この男鹿という地域をね、これからやっぱりしっかりと維持していく上で、やっぱり子育て支援は、支援策は、やっぱり市長も市当局全員ですね、まあ極端に言えば、どんな手を打ってもね打ち過ぎることはないんでないかというぐらいの思いで考えてはございます。ただ、そういった手を打つにしてもですね、財源がないことには打てないわけですよ。で、昨今ですね、各地の例えば首長さんが選挙公約として給食費の完全無償化ですとか、それからふるさと納税でもって非常に税収が多くなったということで給食費を完全無料化するというふうな、まあアドバルーンっていいですか、公約を掲げたけれども、実際の財源をよくよく検討してみたら、これは実施は無理だと、もしくは一、二年やったけども途中で頓挫してしまったというふうなことが、事例が多々ございます。やっぱり少子化というのは、やっぱり恒久的にやらない

とこれはいけないものだと思います。一時的に朝令暮改的にね施策をやって、3年やったらやめると、こういうわけにはいかないというふうに思っています。

で、財源問題について議員のほうから、それないって言ったらもうそれは話にならないんじゃないかと。まあそれを工面するのが当局だろうというふうなお話でございました。当然それは我々のほうで工面する努力をすると、これはそのとおりですけども、例えば今の安田議員からの御質問だけでもですね、給食費、それから学生への学資支援、通学費助成、それから国保税の均等割の減額措置、インボイスの支援、そして高齢者の補聴器に対する支援と、まあ様々な支援をやったらどうかと、やるべきだと、何でやらないのかというふうな御要望があります。全国各地1,700の自治体のうちに、まあやってるところも様々あるでしょうけども、こうしたものを全部やってるところってあるんでしょうか、本当に。私はないと思うんですね。もう一方では、道路の整備もしなければいけない。前回の議会でも議員のほうから要望ありました。空き地に対する支援をどうするのかと。やっぱりそれらこれら全部大事です。それをやっぱりプライオリティをつけて、予算をつけて、そして議会のほうに御意見を聞いて、で、一つ一つ実現していくというふうなそういった手法をとらないと、なかなかこれは財政的には立ち行かなくなるのは目に見えてございます。それは私から言うまでもなく、議員は重々御承知のことだと思うんですね。

で、この給食費の完全無償化を導入できなかったと。この一点をもってですね、子育てに対する、日本一の子育て支援を目指す、そういったまちづくりを目指すというのが看板倒れというのは、そういった言い方をされるのはやっぱりちょっといかがかというふうに思います。

で、そもそも給食費にしても難聴の補聴器の助成にしても、これが仮に社会保障的なね考え方でやるとすれば、やっぱりこれは国が全国一律にやっぱり導入する、これがやっぱり筋だと思います。ただ、男鹿の場合は、少子化についてはそれを待っていてもなかなか厳しいということで、今回、子育てについては、まず思い切った手を打とうと、できる限り頑張ろうということでの様々な諸施策を予算化させて実行に移そうというふうなことで、今取り組んでおるところでございます。そこら辺も含めてですね、議員のほうからは御理解賜りたいというふうに思っています。

今回、副市長会、この後に春に行われますけども、副市長会で学校給食費の無償化

についての話も出ました。ただ、それ単発ではなくて、やっぱり子育て支援の一環、国のほうでも総合的な対策っていうことで検討してますんで、秋田県の市長会としても、その一点だけでなく、様々な子育て支援ありますので、そういったものを総合的な対策を講ずるよというということで、その中の一つとして学校給食費についても、この後、市長会、市長のほうで検討されると思いますけども、前段の副市長会議でもそういった議論も出ましたので、この後、秋田県市長会としてもですね、そういった話が全国市長会を通じて国のほうに行くのではないかとこのように思っております。

まあいずれ、9月の小野議員のときにもお話しましたけども、教育的視点というよりも、これは子育て支援の一環として、できることからまず可能な限り一生懸命力を入れて頑張っていこうということでの取組でございますので、御理解いただけるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） お疲れさまです。

私からは、オガーレの事業者登録の件について御説明します。

オガーレですけども、現時点でインボイスの適格請求者発行事業者登録は行っております。

で、オガーレなんですけども、出店者から販売手数料というふうな形をもっていたいておりまして、出店者の方が実際にじゃあ事業者登録をされているかどうかということについては、把握はしてございません。ただ、出店者に対しては、税務署等のセミナー、そういったものがあるということは紹介をしております。

私からは以上です。

○議長（小松穂積） 議会の陳情採択に関する考え方と中小企業納税の。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） インボイス制度についてお答えしたいと思います。

安田議員が御指摘のとおり、納税義務のない免税事業者と当然課税事業者が取引をするようになれば、その仕入控除ができなくなるということは、この制度でも明確に

なっております。それで、ただ、公共事業とかそういう部分で、まあ入札とかそういう部分について免税事業者は排除するという部分の事例がどこかであったように記憶しております。ただ、その場合は、優越的地位の濫用に当たるというような解釈のもとで、それはいけませんよというのが国のほうから判断が出ていると思いますので、当然その入札とかそういう部分に関わるところでその事業者を排除するということはできないものというふうに思っております。で、当然そこら辺の部分では、当然その免税事業者がその仕事を取るという場合も多分あると思いますので、そうなりますと、やっぱりどうしてもその課税事業者部分というのは、消費税を納めなければいけないほうとしましては、多分負担増になるというふうなところだと思います。

まあ、いずれにしてもその免税事業者という方は、そのインボイス制度の開始前にやっぱり準備しておく部分というのがあるかと思えます。まあ当然、その自分の取引相手はその課税事業者の割合が多いのか、免税事業者の割合が多いのかというところが当然出てくると思えますので、当然、課税事業者の割合が高い場合はやっぱりインボイスのほうに、現行制度ですとやっぱりどうしても登録をしなければいけないのではないかなというふうに思っております。それと、まあ免税事業者とか、あとは消費者ですね、そこの取引が直接高い人は、まあ今までどおりでもいいのかなというふうには思っております。

ただいずれにしても、それぞれ事業者のパターンによっていろいろとこう考え方が変わってくるというところがあると思いますので、やっぱりそこはその判断をできるように税務署と連携しながらそういう制度的な部分をきちっと伝えていければというふうに思っております。

ただ、その12月で議会のほうに陳情があった件につきましては、そこについては、やっぱりそういう結果になったというところは考えなければいけないというふうに思えますので、まあそういう部分でもし国のほう等に要望しなければならないときには、それはしかるべき手続をとってやっていかなければいけないというふうには思っておりますが、ただ今現在の制度の中で進んでいくということであれば、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり自分が取引をしている方との兼ね合いを考えながら、どうするかというところを検討しなければいけないのではないかなというふうには今現在思っております。

以上であります。

○議長（小松穂積） さらにありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 今、総務部長のお話した点について、ちょっとコメントさせていただきますけど、これは福島県の例なんだ、さっき言ったように。総務省で公共事業を受託する業者いじめじゃないかって言ったら、しばらくはやりませんっていう答えです。しばらく安心してよさそうなんです。ただ、内々に聞きますと、諦めたわけではないようで、やっぱり登録してもらおうというのが、やがては出るでしょうっていう憶測の話です。ですから、やっぱり最後はそういう中小業者に税負担を求められると。ですからやっぱり、例えば市が発注する仕事に対してね、もらったほかに税金、消費税、利益の一部ね取られるんだけど、ただここに例あるんだ。売上げ、例えばね、売上げ300万円で10万8,900円の消費税取ってる、で、やるんだけどね、それだけ目減りするっていうことですからね、大変なんです。だから、まあオガレの問題もそうでしょうけども、せっかくね納めてけれ、納めてけれって、これ売手が適格者名簿の対象になるわけだからね、売手の方々に負担をかけるようなことは控えてほしいなっていう願いを込めて質問したんで、だからあくまでも制度上だからやむを得ないところは分かるんですよ、税法だから。でもやっぱり市内に関わるそういう方々に対してね、負担をね、やらせると、やっぱり不信感が出るっていうことなので、まあ十分まずね、なるべくそういう負担はさせないような形の取組も必要なんじゃないかなと思って、これだけはコメントです。

今、副市長が答えたことについて、もうちょっとね聞きたいんだけどね、まあ財源は限りがあるし、当然なんです。別にそのこと分からないわけでもないし、じゃあね、財源がいっぱいあるとこだけそうやって進んだ取組をしてるかという、そうでもないところもあるんですよ、まずね。だから、前にも議論したんだけど、例えば藤里町、井川町、それからね五城目、美郷町だって、あの小さなまちでいろんな補助をね出したり、いろんな取組、福祉対策の強み出してる例は十分認識してると思うんですよ。だから財源だけの問題でもないところもある。で、限りあるのは当然分かります。

でね、財源がないから云々って言われちゃうと身も蓋もない。何で私が質問するかという、一般市民の今の暮らしっていうのは十分認識してもらいたいと思うんです

よ。物価が高くて、農家に言わせれば、ひどい肥料が倍かかるんですよ。昨日、おつとい、農協さ行って聞いてきた。特定の肥料、2倍なる。一般の農家、市民の方々は、食費が高くなって大変だという声は聞いてると思うんです。でね、まあ市長も、なぜ今、婦人会がなくなったか、青年会がなくなったか、地域コミュニティがなくなった、細々となった。聞いたことある、一般市民の声。例えば、若美町の、旧若美の一番遠くの五明光の方々の高齢者だとかね、子どもを持つ親の声も聞いてもらいたいんだ。原因があるんだよ。だからね、私が今質問、今回取り上げた質問は全部ね、一般市民が大変なんだから、それに応える要望を私が申し上げただけの話です。それをね財源対策でしようがないと言われちゃうと身も蓋もないわけだから、でも、副市長、そういう言い方してないよ。そういう言い方はしてないんだけども、やっぱりね、その中でもね、こうやって工面してこういうのをやるべきだっていう質問ですからね、もう少し充実してほしいなっちゅう願いなんです。

で、まあ確かに恒久的に取り組まなきゃならないし、これからね、一喜一憂にぱっぱつといかないという、それは分かります。だったら段階的にね、こういうふうなことで男鹿市の子育ては充実していきますよと示していただければいいけども。単発的にね、ぱっぱつとやったって、何かどこまでどうなのか分からないっていうこともあるんでね、もう少し、そうだったらそのような、計画的に段階的にこういう子育てをやりまして出してもらいたい。

でね、時間がないんでやめますけども、教育長、何も別に、何回もこの間の聞いたんだ。

今、学校給食法第11条ね、ここにひな型あるんだけどもね。確かにね、2項でね、まあある経費はあるんだけども、2項でね、学校給食費っていうのは、学校給食を受ける児童または生徒が学校教育法第16条に規定する保護者の負担とするってある。ちゃんとあるんです。あるから進んだところと進まないところもある。で、教育長は、この条項を盾にしてね、絶対やらないということなんだけど、じゃあ、この条項があってもね、国会で文科省が自治体でやるのはやぶさかでないって答えてるのにアンバランスなんです。ですから、賢明な教育長だから立派な理論だと思うんだけども、だとすれば、この学校給食法の11条に背いてやってる自治体は不法行為だかという、そうでもないです。国会の答弁あるんですよ。そういう給食法はそうなん

だけれども、取り組む要因もあるんだと。文科省がそう言ってるわけだからね、必ずしもそれだけ盾にしてさ、やっぱり何ぼかでも今の教育長いる間にもう少しさ進んだ意味で、男鹿の地元の食材を使うとかさ、有機農法に基づいたものを作るとかさ、いっぱいいろんな例聞いていると思うんですよ。ここにも例いっぱいある。あちこちで給食の取組をしてる。そういう意味で、もう少し、いつの日かに検討してほしいという要望だけしておきます。

で、あとまあ時間ないんですけども、副市長にね、確かに副市長の言うのも、その副市長という立場からいくとそうなんだけれども、一般市民っていうのはね、さっき言ったように今の生活が大変なんだと思うんですよ。そこら辺はどういうふうに認識して、これからの行政に携わるかっていう点でね、もう一回コメント求めたいと思う。

以上です。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 改めての御質問でございますけども、全国各地、全国でも、それから県内でもね、財政規模が小さいところが例えばその完全無償化をしてないだとか、するだとかでは、これはないですね、多分ね。藤里町さんでは確か、東成瀬ですかね、どちらか、非常に小さい、人口規模の小さい、当然子どもの数も少ないということで、まあ完全無償化、全体のその自治体の財政規模に対する完全無償化した場合の財政の負荷度といいますかね、将来にわたってそれが継続できるのかっていうふうなことで御判断されたと思いますから、何もその小さいから無理なのを頑張ってるのかっていうことでは多分ないと思います。ちなみに秋田市では、とてもじゃないけども完全無償化は無理だと。もうやる前からちゃんちゃんと計算すれば、まあこれは無理だろうというふうなことをですね、まあこの前の副市長会でも秋田市の副市長ともいろいろ話しましたが、そういう意味ではなくて、やはりそれぞれの自治体の財政を考え、将来的な財政を考えた場合に、一旦、要するに導入したら途中でやめるっていうことはこれはできないだろうと。やはりしっかりと腹を据えてやるべきだろうというふうなことでお話したものでございます。

それと、国への要望とか何かっていうことについてね、まあ何でも国に要望する

と、市長会を通じて国に要望するというところで、それで済むのかっていう話は確かにあろうかと思えます。で、中でもできることは市単独でもですね、自主財源をもってやっているという思いでございます。

で、何で国のほうにそういったものを回してやるのかっていうと、先ほどもちょっと申し上げましたけども、やっぱりね、こういったものが教育の話ではございましたけども、子育てなり、教育と、だんだんその何か社会保障的な意味合いの強い政策は、やっぱりこれはそれぞれの自治体の財政規模なり、財政力なり、そういったもので、どこの市町村はやってる、どこの市町村はやってない、どこの県はやってる、どこの県は途中でやめたというふうなことがないように、やっぱり国なり、県なりがですね、しっかりと責任持って制度を導入するっていうのがやっぱり筋だと思います。まあ財政的にといたしますか、財政学的に見れば、そういったものについては各基礎的な自治体には負わせないと。それがエスカレートすると当然財政破綻を招くので、そこはやっぱり国なり、それに次ぐ県がやっぱり対応すべきだろうというふうなことでの整理になってるわけですので、ぜひ安田議員の御党からもですね、国において声を強くしてですね、そういったものの実現、拡充強化について要請していただければ、また実現が早まるんじゃないかというふうに思っております。

それから最後に、市民の皆さんのですね、その生活なり、事業環境についてどう考えてるのかと。本当に、私もともと農政といたしますか、一次産業のほうの経験も、経験といたしますか、携わったことが長かったわけですし、私の実家も当然、2種兼農家でございました。あれやこれや手を尽くしながら、まあ金を工面して、多分、私にかかる教育費も相当多かつたんでないかと思っておりますので、もうそこら辺の状況は、私なりには理解してるつもりですし、時間があればそれぞれのところに出向いて行って、何とだというふうな声を、男鹿市内に来てからもですね、聞くように相勤めているところでございます。まあそうした思いもあって、少なくとも今回のコロナなり、それから物価高にあっては、国の交付金もちろん活用しましたけども、市の一般財源なりの持ち出しも使って、やっぱり今支えないと、まかり間違えて倒れてから後から手を差し伸べてもこれは意味がないので、やっぱりそこはしっかりと支えようというふうなことで、この2年、3年にあってはですね、直接的な補填も含めてですね、下支えに鋭意取り組んできたつもりでございますし、それは市長からのそういった指示

のもとに我々は精いっぱい支えてるつもりです。

ただ、いかんせん、状況が長引いてございますので、果たしてこの後もそういった支援の仕方ができるのかとなると、やはりそこはもう一度立ち止まって考えてみなければいけないと。多分国のほうからの交付金も、もう来ないと思います。そうした状況の中で、どういう形で市民の皆さんの生活を支えて事業活動を支援していくのかということをもう一度立ち止まって考え直して、やはりその直接的な支援というよりはですね、できれば経済活動を回しながらね、そうしたところで収益を上げてもらって所得を増やして、それが市民の皆さんの生活に還元できるようなことをやっぱり応援していく、支援していくというふうな立場でこれからは対応していかなければならないんじゃないかというふうに思っておりますので、安田議員からもぜひ御支援のほどお願いしたいと思っております。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 安田議員の再質問にお答えいたします。

設置者が学校給食費を補助することに関しての文科省の見解に関することですが、議員御指摘のように、現在、学校給食費の完全無償化、あるいは一部を補助している自治体があるわけですが、この実施の根拠は、文部科学省の学校健康教育課のほうで示しました「学校教育法第11条は経費の負担関係を明らかにしたものであり、保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではない。」この見解に基づくものであります。これに基づいて自治体の判断により実施しているということになります。

教育施策は、そもそも児童生徒を対象として実施するものでありまして、やはり施策としての効果なり、成果が求められます。で、学校給食の無償化につきましては、子どもに対する支援、直接的な支援ではなくて、保護者への経済的な支援、先ほど副市長のほうから答弁ございましたように子育て支援の一つということになります。ですから、児童生徒にとっては教育施策としての成果も課題も出てくるものではないということで、教育施策としてはなじまないと捉えております。

教育委員会では、財源を教育環境の充実のために投入し、子ども一人一人の未来、そして男鹿市の将来を支える人材の育成、これに最大限力を傾注してまいりたいと考

えておりますので、どうか御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 4番安田健次郎議員の質問を終結いたします。

○4番（安田健次郎議員） 終わります。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 次に、15番田井博之議員の発言を許します。なお、田井博之議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。15番田井議員

【15番 田井博之議員 登壇】

○15番（田井博之議員） 皆さん、おはようございます。

本日は、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。そして、傍聴席の皆様、早朝から足を運んでいただき、誠にありがとうございます。僕としては、男鹿市の未来を明るくすることへの思いを質問としてぶつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、1番目の質問です。地域おこし協力隊について。

現状での地域おこし協力隊の在り方について、必要人数や活動が男鹿市の活性化につながっていくのかを、予算計上や必要人数などの観点からその重要性を伺います。

では1つ目の質問です。任期満了後もその地域に定住してもらうことを目指す取組ではあるが、活動を終えた協力隊員は、出身地や友人関係などに向けて、現在も男鹿市のアピール等の広報活動なるものを継続的に行っているものか。

二つ目です。協力隊員自身が、男鹿市の魅力を真に理解しながら地域の維持・強化に資する活動を行い、そのために予算を割いているということに自覚や責任感をもって職務に挑んでいるのか。

以上、お伺いいたします。

2番目の質問です。新型コロナウイルス感染症対策について。

2020年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されてから約3年が経過し、様々な感染予防対策が打ち出されてきました。現在、政府は5月から感染法上の分類の位置づけを、2類相当から5類に移行する方針を発表しました。これは、「季節性インフルエンザ」と同じ扱いとなりますが、男鹿市としての今後の対応を伺います。

一つ目です。男鹿市はこれまで、新型コロナウイルス感染症対策に関わる指針とし

て、感染拡大の状況や、国・県の対策等を勘案しながら、都度その対応を見直してきたところであり、罹患した際などの行動制限や就業制限が国の方針どおり解除された場合、生活上で開放される部分は大きいものの、市中感染や職場クラスターがより一層増加することも懸念されるが、男鹿市として独自の対策は検討しているものか。

二つ目です。マスクの着用については「個人の判断に委ねる」との方針が示されていますが、男鹿市にとってどのような有益性があるものか。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 田井議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、地域おこし協力隊について、まず、協力隊退任後の活動についてであります。

平成23年度に初めて着任があつて以降、これまで本市に赴任し、退任した地域おこし協力隊は11名で、このうち5名が現在も市内に定住しており、中には着任期間中と同様、SNSを使って男鹿での活動状況やイベント情報などを発信している方もおります。また、市役所を訪れてくれる方やイベント情報をメールでお知らせしている方とのやり取りを通して、彼らが男鹿に変わらぬ愛着を持っていること、そうした彼らの存在自体が本市のイメージアップにつながっていることを実感しております。

次に、仕事に臨む姿勢についてであります。

現在、本市では、移住定住促進業務に4名、観光振興業務に2名の計6名の協力隊が精力的に活動しております。また、来年度は、将来、梨農家としての就農を目指す隊員2名を募集する予定であります。

協力隊の活動の一例を申し上げますと、移住施策の核となる移住定住ポータルサイト「おが住」を立ち上げから運用まで手がけているほか、SNSを活用した情報発信、移住イベントへの出展等に積極的に取り組んでおります。

こうした活動が評価され、本市の協力隊が、来月19日に開催される総務省主催の「地域おこし協力隊全国サミット」において、全国で活動する約6,000名の現役協力隊の中から唯一指名を受けゲストとして出席することとなりました。

また、子育て世帯向け情報発信ツールとして来月開設する「おがっこネウボラ公式

Instagram」は、協力隊の声かけから始まって実現した取組であり、来年度計画している関西圏での移住イベントへの出展も協力隊からの提案であります。

このほか、先般のなまはげ柴灯まつりでは外国人観光客の通訳を務めるなど、自身の経験やスキルを生かして主体的に活動しており、職員と肩を並べるほどの自覚と責任感を持って職務を担っております。

全国の自治体の中から男鹿を選んで着任した協力隊の本市に対する熱い思いは、私と何ら遜色ないものと認識しております。

御質問の第2点は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

まず、5類移行後の市の独自対策についてであります。

3年に及ぶ新型コロナウイルス感染症との闘いの中で、市では一貫して、国の方針や県の対策等に基づき、マスクの着用や手洗い、三密の回避、換気など基本的な感染対策の実施を市民に呼びかけるとともに、感染の拡大と重症化を予防するため、ワクチン接種に精力的に取り組んでまいりました。

こうした基本的な感染対策については、国が科学的な知見に基づいて一元的に示し、全国一律に取り組むことで、初めて公衆衛生上の効果が発現するものであると認識しております。

このため、2類から5類への移行に当たり、市として、国の方針とは別に独自の対策を講じることは考えておりませんし、また、そうした対策をとるための知見も持ち合わせておりません。

現在、国において、感染症法上の位置づけの変更に伴って、今後のワクチン接種や医療体制、医療費の自己負担の在り方等について検討が進められており、近く具体のスケジュール等が示されると思いますので、情報が入り次第、市民の皆様に速やかに提供してまいります。

また、マスク着用については、感染防止に一定の効果があり、基本的な感染対策の一つとして、新型コロナの流行が始まった直後から推奨されてきましたが、一方で、子どもが大人の表情を読み取ることができないことによる発育への影響や、熱中症にかかりやすいといったリスクも指摘されていたところであります。

コロナ禍の象徴だったマスクの着用の緩和は、感染拡大前の日常に少しずつ向かっているという喜びにつながるとともに、子どもの健全な成育をはじめ、児童生徒の学

校生活や市民の社会経済活動の活性化に好影響を与えるものと考えております。

もとより、新型コロナウイルス感染症が完全に収束したわけでも、感染対策が不要になったわけでもありません。

市としましては、マスク着用について、個人の判断に委ねることを基本に、国が示した着用が効果的な場面の目安を基に、市民が必要な行動をとれるよう、また、混乱やトラブルが生じないように、県並びに各関係機関と連携をとりながら丁寧に情報提供を行ってまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。15番田井議員

○15番（田井博之議員） まず、地域おこし協力隊についてなんですけども、まあ皆さん頑張ってくれていることはよく分かりました。でも、具体的にというか、どれぐらいの人数がおこし協力隊員の協力によって男鹿に来てもらってるのか。そういうところの数字の把握とかもされてるのでしょうか。

それと、まあ地域の人からもよく聞かれるんで……。

○議長（小松穂積） 田井議員、ちょっと一問一答だから、まず一つずつ詰めてみてください。

○15番（田井博之議員） はい。まず、具体的な数字を。

○議長（小松穂積） 答弁もあつたようですけど、再度。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 移住者の人数ということになるかと思いますが、今年度は21世帯が移住してきておりますので、まあ成果は出てきているというふうに考えております。

○議長（小松穂積） さらに。15番

○15番（田井博之議員） それは、地域おこし協力隊の皆さんの活躍での成果でしょうか。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） お答えいたします。

まあ21世帯全てが協力隊の力ということではないかと思いますが、ただ、その線

引きというのはかなり難しいところがあると思いますが、実際にやっぱり協力隊のいろいろな情報発信を基に来ての方もあるということは事実でございますので、そこら辺については成果が出てきているというふうには考えております。

○議長（小松穂積） さらに。15番田井議員

○15番（田井博之議員） 何でこういうことを言うかと申しますと、地域の、男鹿市の地域の皆さんが地域おこし協力隊のことについて、まあ変な言い方ですけど、意義があるのかとか、ちゃんと機能してるのかとか、そういう質問をよく受けるんです。まあそのときの答えとして僕はこういう質問をしてるんですけども、やっぱりその方、地域の方たちとのコミュニケーションも、地域おこし協力隊の皆さんの、まあやってるとは思うんですけど、もっともっとコミュニケーションを図っていただいて、地域の皆さんの御理解を深めたいと思いますけど、その件について御答弁をお願いします。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 地域とのコミュニティというところでございますが、そこら辺については、今活動している協力隊の方々はできているというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小松穂積） さらに。15番

○15番（田井博之議員） すいませんけど、地域の皆さんが知らないとか役割を理解していないという現状もあるので、その把握を本当にされて、どういうふうなコミュニケーションをして、まあ月一回どういうことをしてるのかとか、具体的なことを僕は聞いてるんですけども。

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午前11時32分 休 憩

---

午前11時33分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

15番田井議員

○15番（田井博之議員） 地域おこし協力隊については納得しました。これからもよ

ろしくお願いします。

2番目の新型コロナウイルス感染症対策についてですけれども、まあ2類から5類に移行した場合、いろんなことが緩和されていくと思うんですけど、まあ行動制限も一つなんですけど、そのまあ安心して遊んだり、買物したりすることができる男鹿にこれからなっていきたいと思うんですが、そのことに対しての具体策はありますか。

○議長（小松穂積） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

国におきましても、昨今のこの感染の状況ですとか、コロナの全体的な流れを見て、今後、法律上の位置づけを5類に移行したり、いろんなこれまでかけていた規制を緩めることによって社会経済活動を活発化していこうということで、今進めているところでございまして、それについて、今後、安心して遊んだり、買物したりできるかというお話になると、それとはまた少し状況は違いまして、やはり個人個人が感染には気をつけるべきであると、そこはマスクの着用も含めて個人の判断に任せられてくるわけでございますので、規制が緩和されたからといって、何の対策もなしに安心して遊んだり、買物したりできるということになるわけではないわけでありまして。なので、この後は自分の責任でもって、自分の判断でそれぞれが感染予防対策をさせていただくと、そういったことになってこようかと思えます。

○議長（小松穂積） さらに。15番田井議員

○15番（田井博之議員） 5類に移行するということは、先ほど申し上げたとおり、季節性インフルエンザと同じということでの認識を市民の皆さんにもってもらうために、こう前向きにね、こう何か市で取り組む策というか、案があるのか。で、やっぱりインフルエンザはワクチン等で警戒はしますけども、まあ季節性ということもあってね、冬に気をつけたり、まあ最近は夏でもインフルエンザうつるぐらいですから、まあ安心はできないんですけど、5類になってインフルエンザ同等の感染症ということになれば、もうちょっとこう安心できる何かこう、まあ自分で気をつけろと言われてしまえばそれまでなんですけども、何かこうね、安心、先ほども言う安心する、この自己責任だけじゃなくて、こう大丈夫ですよとまでは言いませんけど、もっと安心感を植え付けれるような何かがあるんですけども。

○議長（小松穂積） 伊藤市民福祉部長

まあメッセージ的な発信があれば、一番喜ぶのかもしれないけれども。

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） まあ法律上の位置づけが2類から5類へ移行されまして、インフルエンザと同じ扱いになるわけではございますけれども、新型コロナウイルス感染症そのものがなくなるわけでもございませんし、また、感染が弱まるわけでもなく、症状が軽くなるというわけでもございません。ですので、ただこれまでは、まあ何といたしますか、ちょっと今の社会状況を鑑みますと、少し過剰気味に日本では対策をとってきたところ、これをもう少し緩めてこれまでの日常にだんだん戻っていった方がいいんじゃないかという、そういう判断で国では動いていると、私考えております。

で、病気そのもの、感染症そのものはですね、これまでと変わらないわけですので、やはりインフルエンザと同じ扱いになったからといって、季節性のインフルエンザと同程度の軽い病気であるとは一概には言えないと、そこは変わらないわけですので、やはり自分の、全体的な社会での規制というのは緩くはなるわけですが、やはり自らかからないようにする努力、これは相変わらず必要であるというふうに考えております。

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午前11時39分 休 憩

---

午前11時39分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） この病気に対する対策としまして、市として独自の対策というのは特段ないわけではございますけれども、やはりこの後ですね、国の方針等に従いまして、やはりこの後の行動については、まあ何といたしますか、これまでのような規制ではなく、自己責任といたしますか、自分の判断で対策を行ってくださいというようなことをですね、やはり市民の方に十分お知らせしていくと。まあ結局、5類へ移

行したからといって、これまでとは全く違って、病気が軽くなるというわけではあり  
ませんので、まあ十分注意してくださいねと、そういうふうなまあ広報といえます  
か、それとともにマスクの着用等につきましても、まあ今度は、まずあくまでも自己  
責任、自分の判断でということになります。で、これまではマスクを着用していない  
とお店に入れないですとか、そういったこともあったわけですけれども、そういった  
トラブルが起きないように、十分市としては市民の方に周知してまいりたいというふ  
うに考えております。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 補足なるかどうか分かりませんが、多分田井議員がおっしゃ  
るように、もうその感染症法上の位置づけがね変わるんだったら、みんな諸手を挙げ  
て、もうコロナ終わったということですね、何ら規制もなくマスクもなく、そういった  
コロナ禍前の日常なりね、行動に戻って、そうなれば多分一番いいと思います。多  
分、国もそうでしょうし、我々もそう思ってますし、市民の皆さん全員がそう思っ  
てるんでしょう。ただ、そこまではまだ至っていないと。初めての病気ですし、季節性  
インフルエンザのように経験があるわけでもございません。ですから、国は今回、先  
ほど部長が話しましたように、これまでのその対策は少し、何といいますか、慎重  
に、決してね、そういったクラスターとかそういうものが起こらないように、増えな  
いようにということで相当厳しくやってきて、今、今日に至ってるわけですが、  
少しそれは緩めてもいいだろうというふうなことでございますけども、一方でやっぱ  
りね、まるっきり季節性のインフルエンザと同じかとなると、当然これは、多分確実  
に年に1回ないし数回ですね、また感染の波は多分二、三年は来るだろうというふう  
なそうした専門家の意見もありますのでね、諸手を挙げてというわけにはいかない  
と。

で、我々が大事なものは、先ほど答弁しましたように、市が何か特別なことをやると  
かではなくて、やっぱりここは国のほうの、国がしっかりと科学的な知見に基づいて  
ね、こういう場合はこうしてください、こういう場合はいいですよというふうなこと  
を言ってますし、また、ワクチンもね、高齢者の方は年2回、一般の方も1回打った  
ほうがいいですよというふうなことの準備もこれから進める段取りになっております

ので、そこはやっぱりね、やっぱり足取り、歩調を合わせてやっぱりやるべきだろうと、私は思っています。

特に、市民の皆さんにはね、全部皆さん基本的に自己責任ですからといっても、これはどこをどう自己責任にすればいいのという話になりますので、マスクつけてもらわなきゃいけない場面はこうですよというふうな、そういった形でのやっぱり、まあリスクコミュニケーションといいますかね、市民の皆さんに分かりやすい情報をお伝えしたいと。

大事なものは、高齢者の方々と、医療現場の、医療の逼迫を起こさないということです。この2点です。ですから、国のほうでも言ってるように、高齢者施設に行く場合、もしくはね高齢者の方と会う場合には、やっぱり気をつけてくださいと。マスクをつけて、施設に入る場合はやってくださいよと。病院も同じですよ。それから、医療現場の逼迫を抑えるためには、やっぱりマスクはそれは場面場面で有効な場面でしかつけなくてもいいですけども、手洗いですとか換気ですとか、そういった基本的な感染対策はこれからもやってくださいと。そうすることによって、一般の方のコロナの感染数が減りますので、そうすれば、かかりましたよって急いで病院に行ったりする方も少なくなりますし、本来はね高齢者以外の方々は、コロナは、基礎疾患ないんであれば、一旦熱上がるでしょうけども、安静にすればいいんですよ、うちで。解熱剤飲んで。対処療法の薬飲んで、うちで安静にしていると。病院に行かないと。こういうことをね、しっかりやることによって、通常の医療、みなと市民病院で今、手術しなきゃいけない、入院しなきゃいけない方がベッド空かないっていうこと、そんなことならないように我々も気遣ってやっていくと、そういうことを市民の皆さんに呼びかけて、高齢者をしっかりと配慮すること、病院の医療逼迫を起こさないように注意すること、この2点、あとは場面を限定しながら、こういう場合はマスクつけてくださいというふうな形での情報伝達に県と一緒にやって取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○議長（小松穂積） さらに。15番田井議員

○15番（田井博之議員） 副市長言われることはよく分かるんですけど、まあ僕もちょっと調べてきたんですけど、やっぱりこういうガイドラインとか、5類になればどうということが緩和できるのかというのがちゃんと書いてあるガイドラインがあるん

です。こういう、まあ簡単なガイドラインでも結構なので、ちゃんとした表とかでもね、書いてあるんですよ。こういう分かりやすいガイドラインを市として作成してもらって市民の人に配ってもらえたら、より安心感が出るかなと思うんですけど、僕は先日ちょっとまあ仕事で大阪に行ってきたんですけど、5月に5類に移行されるということで、みんな喜んでます。遊べる。仕事で行ける。自由に行動できる。経済が発展する。そういうふうに5類に移行することを前向きに捉えてる人が多いんです。まあ確かに注意すべきところはありますよ。でも、僕が大事に思ってるのは、まあマスク着用のこともそうなんですけど、この5類になることによって男鹿市に笑顔が戻る、そういうことが大切かなと思ってます。マスクつけて、人の笑顔はなかなか判断できないし、ましてや顔を覚えることも難しい中で、僕はこの5類に移行することが本当の、まあ日本全国においても各地域においても僕はチャンスやと思ってるので、このチャンスを生かすべく、この対策を当局、市役所の皆さんが市民の皆さんに示していただければありがたいんですが、このガイドラインを作るという方針はありますか。

○議長（小松穂積） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） ガイドラインということですけども、これは国からも県からも表のような形で示されたものがございますので、当然それらを市としては市民の方に伝えていくということになります。

で、議員のお話の中で、5類への移行を大変前向きに捉えてる方が多いということで、それは、まあ国としても思うところといいますか、やっぱり前向きに捉えてですね、これまで抑え気味だった社会経済活動を活発化していただきたいということだと思いますので、市としましても、必要以上に恐れないと、これ以降はですね、そういったことを念頭に置きながら、しっかりとガイドライン示していきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） さらに。15番田井議員

○15番（田井博之議員） まあそれは分かるんですけどね、マスク着用を、まあこれも言い方悪いですよ、言い方悪いですけど、利用して、自分が誰か分からんように過ごされてる人も少なからずいると思うんです。正体がばれないっていうたら言い方が変ですけども。

(「何の正体」と言う者あり)

○15番(田井博之議員) 自分の顔分からんように。あのね、まあ人の顔を覚えるとか表情を見るとか、まあしたくない人もいてると思うんですけど、したくない人はしたくない人でいいんですけど、やっぱり具体的にね書類として、もう5月なんで、小さなガイドラインでもいいので作成してもらえたら、僕は5月から男鹿市に笑顔が戻ると思います。

以上です。

○議長(小松穂積) 答え要りますか。

○15番(田井博之議員) 要りません。

○議長(小松穂積) 15番田井博之議員の質問を終結いたします。

○15番(田井博之議員) ありがとうございました。

○議長(小松穂積) 喫飯のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休 憩

---

午後 0時59分 再 開

○議長(小松穂積) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番船木正博議員の発言を許します。なお、船木正博議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。7番船木議員

【7番 船木正博議員 登壇】

○7番(船木正博議員) 皆さん、こんにちは。市民クラブの船木正博です。

傍聴席の皆さんには、市政に関心を持っていただき、誠にありがとうございます。今回は、「DX社会に向けて、住みたくなるような男鹿」をコンセプトに、人口の推移を基に将来の男鹿のありようについて考えてみたいと思います。市民の代弁者として誠心誠意質問させていただきますので、御清聴のほどよろしくお願いします。

それでは、通告に基づき、順次質問してまいります。

第1問目は、本市のテレワーク事情とDXについてであります。

現状のコロナ禍での社会的現象として働き方が変化しており、企業の多くがウェブ環境によるリモート勤務を導入している。仕事の間は個人の自由裁量で決めることができるようになってきている。その意味では、国定公園男鹿への在住は際立って魅力

的であると考え。あらゆる年齢層や個人的事情に合わせ、モデリングにより住みやすさの要素を体系化し、柔軟かつ適切で魅力的な導引政策が必要ではないか。時代に合わせた対策が必要である。他市町村では、このことに積極的に取り組み、成果を出している自治体があるようです。

本市では、在宅勤務人が住みたくなる男鹿となるような、何か手を打っているのか。また、レンタルオフィスやコワーキングスペースなどのテレワーク対応施設の整備状況及び利用状況はどうなっているのか。また、今後のデジタル技術社会を見据え、DXのデジタル変革に向けた取組や政策は持っているのか知りたいところである。

そこで、これまでの施策や現状、進め方はどうだったのか。それと、本市の課題、今後の政策等をお聞きするため、以下の質問です。

- 1、在宅ワークで住みたくなる男鹿となるような施策は実施しているのか。
- 2、テレワーク対応施設の整備状況及び利用状況はどうか。
- 3、ウェブ環境で本市の抱える問題点、課題とは何か。
- 4、DX化に向けた取組はなされているのか。
- 5、デジタル推進に向けた基本政策はあるのか。

以上、これらについてお答え願います。

次に、第2問目は、男鹿市の人口の推移と今後の課題について質問いたします。

本市は、男鹿国定公園、男鹿のナマハゲなど有数の観光資源を持つ地域ではあるが、急速に進む少子化や高齢化の問題を抱え、行政運営にも重くのしかかっている。そこで、人口の変動や今後の推移などを確認し、問題点などを挙げていきたいと思う。

男鹿市の総人口は減少傾向で推移し、1980年の4万7,829人を最高に継続的に減少が進んでいる。2040年の人口予測数の1万6,328人と比較すると3万1,501人の差があり、66パーセント程度の人口減少が予想される。総人口の減少率が66パーセントと大幅な男鹿市は、この先、地域文化の継承や地域の維持が困難になる恐れが出てくるであろう。

男鹿市の年少人口は、1980年の1万488人を最高に推移しており、2040年の人口予測数の966人と比較すると9,522人の差があり、91パーセント程

度の人口減少が予想される。年少人口の減少率が91パーセントと大幅な男鹿市は、総人口の減少と合わせ、地域の過疎化、空き地や放棄地などの問題を抱えている。また、大幅に減少が進むことで、自治体存続自体が危ぶまれる。年代ごとの減少状況を確認し、今後の対策をとる必要があるだろう。今後の推移を見守りたい。

男鹿市の生産年齢人口は、この先も継続的に減少が進む可能性が高い。生産年齢人口は、1980年の3万1,729人を最高に推移しており、2040年の人口予測数の7,121人と比較すると2万4,608人の差があり、78パーセント程度の人口減少が予想されている。生産年齢人口の減少率が78パーセントと大幅な数値を示しており、今後も減少が続くと、生産年齢人口不足による過疎化や高齢化で深刻な状態も考えられ、危機的状態である。

男鹿市の老年人口は、2020年の予測人口数の1万1,808人を最高に推移しているが、1980年の5,612人と2040年の8,241人と比較すると2,629人ほどの増加で、146パーセント程度の上昇率での人口増加が予想される。高齢者の雇用問題や地域コミュニティ、自治会、福祉問題等、幅広い対応が必要である。

以上、これまで述べた人口の推移の予想を基に、以下のことを質問する。

- 1、総人口減少により地域文化の継承や地域の維持が困難になる恐れが出てくる。このことをどう考え、対処するのか。
- 2、地域の過疎化、空き地や放棄地などの問題を抱えている。このことをどう取り組んでいくのか。
- 3、大幅に減少が進むことで、自治体存続自体が危ぶまれる。年代ごとの減少状況を確認し、今後の対策をとる必要があると思うがどうか。
- 4、生産年齢人口不足による過疎化や高齢化で深刻な状態も考えられる。この危機的状態をどう捉え、対策はあるのか。
- 5、高齢者の雇用問題や地域コミュニティ、自治会、福祉問題等、幅広い対応が必要である。現状はどうなっているのか、今後の取組方はどうか。

以上、これらの5点についてお答えください。

ということで、以上大きく分けて2項目の質問でした。それぞれについて、市長の誠意ある御答弁を期待しております。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 船木議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、本市のテレワーク事情とDXについてであります。

まず、テレワークを推進する施策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の流行や働き方改革を背景に、都市部を中心にテレワークを導入する企業が増えているほか、働く場所を自分で選択できる社会環境が整備されてきたことを受けて、地方へのテレワーク移住が注目されております。

このため、転勤等によらず、自らの意思で東京圏から本市に移住し、テレワークにより従前の仕事を続ける方に対し移住支援金を支給する制度を設けており、この支援制度により、今年度1名が本市に移住し、在宅で営業活動や顧客管理等の業務を行っております。

次に、快適にテレワークをするための環境についてであります。

テレワークに対する企業の考え方や従業員のニーズを把握するため、今年度、本市を拠点に仕事と余暇活動を組み合わせた新しい働き方、いわゆるワーケーションを実施する企業や団体に対する助成制度を創設し、広く募集したところ、東京に本社のあるIT関連企業の社員とワーケーション推進団体の職員、合わせて7名が、3泊4日の日程で本市でのワーケーションを体験しております。

参加者との意見交換や実施後のアンケート調査から、机や照明などの執務環境の向上や、会議の開催場所等が必要との意見があったほか、レンタルオフィスやワーキングスペースといったテレワークに対応する専用施設の整備を望む声も寄せられております。

こうした課題への対応については、現在、民間事業者が男鹿駅前の歴史ある建造物を改修し、シェアオフィスの開業準備を進めていると伺っており、駅周辺のにぎわい創出と併せ、テレワークの環境整備が進展するものと期待しております。

また、ウェブ環境については、Wi-Fi環境と電源があれば困ることはないとの意見をいただいております。市内全域に光通信網が整備されている本市においては、現状で十分テレワークが可能と認識しております。

こうしたことから、移住希望者に対しては、美しい自然景観をはじめ、余暇の海釣

りや磯遊び、良質な水道水、さらには災害が少ない気象立地など、本市ならではの魅力あふれる充実した生活とともに、生活の基盤となる収入を得る手段として、テレワークも選択肢として有効であることをアピールしてまいります。

次に、DXの取組とデジタル化の基本政策についてであります。

現在、市では様々な分野でICT技術を積極的に活用し、市民が暮らしやすい地域づくりを推進するための指針として、今年度、男鹿市DX推進計画の策定を進めております。

この計画では、デジタル技術の活用分野を行政、産業、くらしの3分野に分類しており、例えば、行政分野では、各種証明書の申請手続のオンライン化など、行政手続における市民の利便性の向上を図りつつ、行政事務の効率化や効果的な政策立案に取り組める環境整備を図ってまいります。

また、産業分野では、自動運転トラクターや直進アシスト田植機などのスマート農業の推進、VR/ARを使った観光コンテンツの整備など、生産性の向上や新たな付加価値の創出につながる取組を進めてまいります。

くらし分野では、デジタル技術を活用した高齢者の見守りサービスや防災アプリなど、健康、介護、交通、教育、防災など、日常生活に関わる様々な分野で、市民生活の利便性や快適性、安全性の向上を図ってまいります。

こうした内容を盛り込みながらDX推進計画として本市の構想を取りまとめる一方、日々進化していくデジタル化の恩恵をいち早く市民の皆様に提供するため、令和5年度の当初予算案に、ウェブ版ハザードマップの構築やLINEを利用した施設予約システムの導入など、DXの取組に要する経費を計上しております。

こうした取組を着実に推進し、市民に寄り添ったサービスの提供や新たな価値を創出することで、暮らしやすい男鹿市を目指していきたいと考えております。

御質問の第2点は、男鹿市の人口の推移と今後の課題についてであります。

まず、地域文化の継承についてであります。

市では、ナマハゲやトウニン行事、北浦鹿島まつりなど市内の無形民俗文化財に対し、行事の実施に必要な用具の調達費を助成することで、行事の継続と後継者の育成を支援しております。

また、芸術文化においては、秋田船方節全国大会や市民文化祭の開催などを通し

て、芸術文化の保存と芸術団体の活動を後押ししているほか、継承が困難な文化財に関しては、文化財報告集などの刊行物や映像を記録保存することで、後世の研究や行事の復活に寄与できるよう整備しております。

こうした中、先般開催された「柴灯まつり」の最終日に、なまはげ役を務めた真山地区の若者との会話の中で、なまはげやまつりに対する彼の熱い思いと力強い覚悟の言葉を聞き、改めて、地域文化の継承には、何よりも地元の方々が自分たちの文化に誇りを持ち、後世に伝えていくという固い信念が大切であると痛感した次第であります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、現実の問題として少子高齢化により地域文化の担い手の確保が難しくなっていることも事実であります。

60回目を迎えた今回の「柴灯まつり」では、全国からナマハゲ伝道士が運営スタッフとして参加し、まつりを支える新たな試みが行われたところであり、今後とも、男鹿の文化を愛し、支援してくださる方々からの支援も得ながら、市民の皆様とともに地域文化の継承に努めてまいります。

次に、空き地や放棄地などへの取組についてであります。

空き家・空き地については、空き家対策を効果的・効率的に進めるため「男鹿市空き家等対策協議会」を組織し、適正な管理や除却、利活用等に総合的に取り組んでおります。

特に、観光スポットでの朽ち果てた空き家や雑草の生い繁った空き地は、景勝地男鹿のせっかくの景観に水を差すことにもなります。

そうした観点から、八望台や寒風山の老朽化した建物を市が主導して解体できたことはよかったと考えており、今後は解体後の空き地の利活用にも取り組んでまいります。

また、耕作放棄地については、農業委員による日々の巡回などを通じて農地の現状を把握するとともに、適切に管理されていない農地の所有者に対しては改善を求めています。

令和5年度の当初予算案には、10年後を見据えた上で、農地の耕作が可能な方、高齢化などにより耕作ができなくなる方などを把握するための意向調査費を計上しており、この調査結果を基に、耕作の継続可能な方に対し農地の集積を促し、耕作放棄

地の発生防止に取り組んでまいります。

次に、年代ごとの減少状況及び生産年齢人口の減少への対応策についてであります。

本市の年齢3区分別人口では、年少人口及び生産年齢人口が減少しながら老年人口が増加する、いわゆる少子高齢化が顕著になっており、しばらくはこの傾向が続くものと認識しております。

日本の総人口が減少している中で、高齢者比率の高い本市の人口構成のもとでは、短期間でこの流れを改善することは困難であります。自然減を抑制する少子化対策をはじめ、社会減を食い止める移住・定住対策、そしてこの両方を支える地場産業の振興に力を入れてまいりたいと考えております。

具体的には、特に少子化対策として、新たに市独自に第1子からの保育料を完全無償化するとともに、在宅で保育する世帯に対し月額1万円の支援金の給付や、物価高にあっても保護者の経済的負担が増えないよう学校給食費の一部を支援するほか、令和7年4月の開園を念頭に船越認定こども園を整備するなど、ハード・ソフト両面にわたって「子育て環境日本一」を目指した取組を推進し、少子化の歯止めに努めてまいります。

移住対策としては、将来人口への影響が大きい子育て世帯をターゲットとした住宅取得への手厚い支援を実施してまいります。

また、地場産業の振興として、観光では、コロナ禍からのいち早い再起動を目指して、観光コンテンツの磨き上げやインバウンド対応など、稼ぐ観光の確立に取り組んでまいります。

農業では、男鹿産ブランド農作物の維持・拡大に向けた意欲的な取組を後押しするとともに、遅れている旧男鹿市での圃場整備を加速するほか、漁業では、新たにマガキ、ギバサ、サーモンなどの蓄養殖技術の確立や稚魚等の放流拡大を通じて、持続可能な漁業を推進してまいります。

また、秋田県沖での洋上風力発電事業の進展を踏まえ、地元企業の参入促進や、洋上風力発電の人材育成の拠点づくりを推進するなど、若い世代が男鹿で生活していく上でベースとなる雇用の場の確保・創出を図ってまいります。

人口減少対策には特効薬も奇策もなく、その成果も一朝一夕に現われるものではあ

りません。こうした施策を地道に継続して取り組んでいくことが肝要と考えておりますが、推進に当たって私が最も大切にしていることは、その取組が次代を担う若い世代、子育て世代にスポットを当てた内容となっているかということです。

若者が夢に向かってチャレンジする取組を後押ししたり、子育て世代の要望をいち早く取り入れ、「子育てするなら男鹿で」と言われるよう、引き続き子育て世代、若者の声に耳を傾けながら、将来の男鹿市を担う世代への支援策の充実を図ってまいります。

次に、高齢化に伴う諸課題への対応についてであります。

昨今の人口減少と高齢化を背景に、地域のコミュニティ活動が減退しているほか、自治会をはじめとする各組織や団体のリーダーの成り手がいないといった課題が顕著になっております。

こうした現状を踏まえ、地域づくりを積極的に展開するため、従来の出張所業務のスリム化を図る一方、地域支援体制の強化と公民館機能を充実させた「地域コミュニティセンター」を新たに設置し、市民との協働の地域づくりを推進することとしております。

この中で、高齢者に対する支援としては、電話一本で自宅まで届ける証明書等の宅配サービスや、町内会等が所有する集会施設のバリアフリー工事への支援、また、情報弱者になりがちな高齢者世帯への情報発信を強化するため、テレビのデータ放送を活用した「テレビ回覧版」などの取組を実施してまいります。

また、新たにスタートするコミュニティセンターが、誰もが気軽に立ち寄り、地域の方々の交流の場、仲間づくりの場となるよう努力してまいります。

雇用問題や福祉問題等については、高齢者の身近な生活の支援や、要介護状態となることを予防するための啓発活動に加え、地域の自主グループへの支援や介護ボランティアの養成などに取り組むとともに、地域住民や民生委員等の見守り活動等を通じて、市や社会福祉協議会などの相談支援機関につながるよう連携を図ってまいります。

さらには、県内の事業所でも定年の引上げが進むなど、高齢者の労働環境が整備されてきており、健康で働く意欲のある高齢者に対しては、ハローワークやシルバー人材センターが相談対応するよう調整してまいります。

高齢化が進む中で、様々な社会問題に対応しながら、高齢者の「居場所」と「出番」を創出し、地域の支え手として「生涯現役」で活躍していただくことで、地域の活力維持につながるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） いろいろ御答弁ありがとうございました。

まず、本市のテレワーク事情とDXについてお聞きしますけども、在宅ワークで男鹿のほうに1名移住したということでございました。1名でも移住してもらえればありがたいんですけども、このところ、もう少しね男鹿のほうにもっと来ていただくために、もうちょっと取組をね、もうちょっと進めてほしいと思ひまして、ちょっと調べてみました。全国の20代、50代を対象にした民間調査でですね、地方移住に興味を持っていると答えた人が60パーセントいるんですね。ということで、その理由として、首都圏よりも移住費が安いとか、転職をせずに引っ越しできる、自然の中で生活できると、まあそういう理由が多かったわけです。ということで、これからはテレワークなどの働き方が変化するわけですから、そういうことが背景にありましてですね、勤務先がテレワークを実施しているとしているところが全体の6割以上だというんですよ。ですから男鹿にもそういった人たちを引き寄せるチャンスはね、大いにこれあるわけでありまして、この機会を逃さずに、もっと積極的に市としては行動すべきだと思います。ほかからの人材確保のためにもね。

それで、一番この移住に関心を持っているというのが、年代別に見ると30代が63パーセントで最も多いということなんです。特に30代となると、まさに子育て世代なんですね。その子育て世代、人口減対策にもかなっておりますし、そういった人たちへ地方生活へのアドバイス機能、優遇政策、移住に係る費用を補助するなどのね、そういうふうな制度が有効に働くのではないのでしょうかということなんで、先ほど一つ挙げておりましたけれども、そういうアドバイスとかですね、優遇政策、移住に係る費用を補助するなどの、そういうふうな制度をもう少し考えられないものでしょうか、どうでしょうか。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 移住・定住という部分ですけども、まず、うちのほうでは住宅、まあ移住者が市内に来る場合の住宅取得に関わる部分で補助制度がございまして、従前は子育て加算等設けておりましたが、5年度からは、うちのほうの空き家バンクに登録している住宅を取得する場合は、その分また加算を加えるというふうな制度改正を今図ろうとしております。それと移住の関係では、その活動支援というところもありますので、そういう部分で支援をしておりますし、まあこのまま同じことをということではなくて、その都度また改善する点があれば、それはそれで検討していきたいというふうに思いますが、いずれ来年度に向けては、空き家バンクを活用した場合は、その加算があるというところ、住宅取得について加算があるというふうなところもございまして、それらをまずPRすることが大切だと思いますので、そこら辺には力を入れていければなというふうに考えております。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） いろいろ考えてくれているようで、まずありがたいですけども、そういうものをより一層進めてですね、来てくれる、そういうふうな人に魅力的なね、そういうふうな支援をこれからも進めていってもらいたいと思います。

まあこれからますますテレワークで働く、そういうふうな働き方がね、今度スタンダードとして定着してくると思いますし、もうさらなる人口移動の活発化が期待できるわけですね。まあ特にコロナ禍が進んで、そういう社会現象になったんですけども、それに乗り遅れないように、時代に即した施策を実効していかなければならないと思います。

それとよく言われるんですけども、交流人口とか関係人口を増やすことも今、かなり力を入れておりますけれども、それも大切ですけども、やはり定住人口を増やすということが、まずは最も人口減対策として重要でないかと思うんですよ。その基本的なところにもっと力を入れた取組が私は必要だと思いますけども、今以上にね、その定住人口に力を入れてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 定住人口の部分、この部分というのは大事だと思っております。ただ、交流人口とか関係人口等、そこら辺に力を入れていくことによって、

やっぱり最終的には定住人口のところにつながるのではないかというふうには今考えております。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） やはりそういう流れになると思います。

ということで、テレワークのね対応施設とかそっちのほうに行きますけども、今、働き方が変化しておりまして、まあ時代に合わせた事業展開するメーカーがいっぱい増えているわけですね。本市でも民間で事業展開や既存施設の有効活用を図るとかですね、そういう事業者は、まあ状況として本市でもそういうふうな民間は出てきているのでしょうか。市のほうのリサーチとしてはどうでしょうか。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） そちら辺の数字的などころは、ちょっとつかんではおりません。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） まあそういうことなので、じゃあ今後ね、やっぱりますますこのテレワーク対応施設の需要というものは増えてきていると思います。ほかの市町村でも、この前、新聞にも載っておりましたけども、いろいろ自分、まあ民間でこう、例えばカラオケを変更してそういうふうな施設にするとか、そういうふうな取組が結構、県内でも出てきておりますし、いずれ男鹿市でもそういうふうなことが出てくると思います。そういうふうなときのためにね、まあ今、事業の補助対策はあるんでしょうけども、今現在、そういうふうなことを立ち上げようとしている人たちへ向けた事業支援とかね、補助とか、そういうふうな制度とかはあるものでしょうか。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） テレワーク自体に対しての具体的な支援というのはないんですけども、一般的な起業ですね、新たに事業を興すですとか、あとは空き家を活用するですとか、そういったものに対する支援というのはございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） はい、分かりました。そういう側面からの支援はあるという

ことですが、まあ直接的な支援や補助も考えてもらえればどうかなと思います。

あとですね、この民間施設でなくて市の遊休施設等でね、そういうふうな施設を造るとか、そういうふうな考えはないでしょうか。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） お答えいたします。

今現在はそこら辺の考えはございませんが、ただ、いずれにしましてもそういうニーズ等が多くなってくれば、やっぱりそこら辺というのは今後検討・研究していかなければいけない部分だというふうに認識しております。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） まあ市内でもそういうふうな人が出てくるかもしれませんので、そのときのために準備は必要だと思っております。

あと、ウェブ環境とかDXに向けた取組と、まあそれなりに先ほどの説明で結構ね、なされているようなので、まあ男鹿市は結構まあその辺の光もいち早く取り入れてましてですね、進んでいるほうだと思いますので、その辺はいいと思いますけれども、今後ですね、まあ2025年問題とかありまして、それデジタル、IT、デジタルにたけた職員があちこちで不足して、何かこう、そういうふうなことにうまく対応できないというそういう時代が来ると思います。今までのパソコン使ったあれとか、インターネットとかのそういう技術よりもですね、いろいろなものを組み合わせてこのDXがなってるわけで、そういうふうなところをこう何ていう、うまくこう使いこなせるというか、そういうふうなこともやっぱり人材がかなり必要となってくると思います。そういうふうなときに、このITとかね、デジタルにたけた職員さんとかそういうふうな人とかは、まあいるんでしょうか、いないんですか、その辺のところ、実情をお知らせください。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） デジタル技術のところにある程度精通した職員ということですが、今現在、総務課のほうにデジタル推進班がございまして、そちらのほうに配置されている職員については、そういう技術的なところの知識というものは持って

いるというふうに思っております。

以上であります。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） はい、分かりました。これからもいろいろね、そういうふうな課題等いろいろ出てくると思いますので、その都度まず考えて対処していただきたいと思えます。

デジタル化推進に向けたとか、まあ5年度でウェブのハザードマップとかはね、そういうふうなものを作っているいろいろやっていくようですので、そういうふうなものをなお一層うまく進めていっていただきたいと思えます。テレワークのほうはこれで終わります。

あとですね、男鹿の人口の推移と今後の課題についてですけれども、それぞれにいろいろ取組がなされて、補助制度とかも対応されているようですので、まあその点はね、かなり積極的に市でもやってくれていると思えます。

ということで、やっぱり人口減少になると、この地域文化、特にお祭りや地域文化の継承とかがもうすごくね、今維持するのがとても困難になってきているんですよ。で、先ほどもトウニン行事のことも出ましたけれども、トウニン行事に限らず、鹿島さんのほうもありますしね、まあなまなげ柴灯まつりはもう市でもっと金やっておりますので、かなりまずね、大々的にやって盛大にやっておりますからいいですけども、やはりひとつこうね、まあまちとか部落単位で考えると、そういうふうな小さなお祭りがなかなかね、できづらくなってきているというのが今現状です。まあ特に私ごとですみませんですけども、船越の場合ね、トウニン行事、今ありまして、以前は町内の輪番制で持ち回りでやってたんですけども、それがまあやっぱりできない町内が、やっぱり人がいなくてね、できない町内が出てきたわけです。それで、全町内でやろうという検討委員会立ち上げて、全町でやろうということにしてね、それが今8年目になってるんですよ。で、全町にやってやってきたんですけども、8年する間にもまた人口減少が進んでね、全町でやったとしても、なおかつまだ足りない状況ということになっております。それ、私のほうに限らず、いろんなね、脇本にも山どんどとかもありますし、そういうふうな行事をやっている地域みんな同じだと思います。そういうふうなときに、やはり民俗の今までのお祭りとかも継続もできなくて、やっぱ

りなくなってしまうというところも出てくると思いますので、そういった場合、やっぱり何とかね、やっぱり行政のほうとしても考えていただきたい。例えば、今、地域担当制とかやっていたらいいんですけども、まあ最初の頃、結構ね、私も見かけておりましたけども、今どういうふうな状況になってるのか。それとあと、地域担当制といっても毎日来てやるわけにいかないでしょうけども、二、三日来て終わるとか、その程度なのかなと私は思っておりますけども、やはりもう少し立ち入って、行事の中のほうにまで立ち入ってね、その優れた知能をね、そういうふうなところに提供してもらって頑張ってもらえば、もっとそういうふうな人材不足等も解決できるのではないかと、そういうふうなところもありますので、この地域担当制の今まで、これまでやってきたその検証をしてみてですね、もっとうまい実効性のあることができないのかですね、その辺のところと、あと、行政のほうでもね、やっぱり切実な願いなんですよ。いろんな行事やってるところの方たちも人がいなくて本当に困って、それこそ、まあ存続も無理だということもありますので、そういうふうなところをね、やっぱり市のほうでも把握して、できるだけ手を差し伸べて、そういうふうなものがなくならないようにね、手厚い保護とまではいきませんが、そういうふうなところも考えていただければありがたいと思いますので、その辺のところ総体的にどういうふうな感じでしょうか、お願いいたします。

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午後 1時43分 休 憩

---

午後 1時44分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 地域担当制の部分でお答えさせていただきます。

議員がおっしゃられてるのは、そういういろいろな伝統行事の中にもその地域担当職員をという話かと思っておりますけども、基本的には地域担当制の職員の部分であれば、振興会や町内会長会とか連合会など、その町内会を取りまとめる部署部分にしまして、その市役所との関係部署との連絡調整をというところを主としております。ま

あきめ細かなサポートをするという点では、町内会単位が理想だというのは理解はしておりますが、職員数なども限られておりますので、そこら辺を限られた中でちょっと困難な部分もありますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

ただ、そのいろいろな行事に対しまして、人手が足りなくなってるというところは十分理解しておりますので、そこら辺につきましては今後の課題というふうにさせていただければというふうに思えます。

○議長（小松穂積） 補足。佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） 私からは、文化の継承といいますか、人が減ってしまってどういうふうな形で市で支援してるかというふうなお話をさせていただきたいと思えます。

まずですね、例えばトウニン行事ですとか、山どんどですとか、なまはげもそうなんですけども、そういったものに対して、まあお金の助成ですね、そういったものは今やっております。それは市もやっておりますし、国もやっていると。で、そういったものを国でやっている事業とかもつないだりして、例えばなまはげの衣装ですとか、あとはトウニン行事の袴ですとか、そういったものの新調とかのお手伝いをしたりもしてございます。

あとそれから人の話なんですけども、やっぱりどうしても地域で人がいなくなってしまうと存続が難しくなってくるというふうなことがございます。で、先ほど市長の答弁でもございましたけども、なまはげ柴灯まつりでは、まあなまはげ伝道師の方が関係人口というんでしょうかね、一緒に手伝ってやっていきたいというふうなことで、今回14名の方に来ていただきました。そういった方たちが毎年毎年来ていただくことで、その地域、その行事なりにだんだんだんだん深く入ってきて、そこで一定のコミュニティが生まれてくれば、それはそれでまた存続できる。それが多分関係人口の理想とするところ。さらにそういった人がうまく移住・定住までつながっていただければいいかなというふうにも思っているといったところもひとつあるかと思えます。

あと、市で今取り組んでいる内容としましては、実際にどうしてもやっぱり人がいなくなってしまうというところもあるかと思えます。そういった

ところにつきましては、まあそういったところでの、まあ全体的にそうなんですけども、記録保存ですね、そういったことも今しっかりやっているところがございます。まあ今までそういったこともやってきてます。そこでもし今、人が足りなくて、特に今回あったのはコロナで中止になりましたみたいなどころは結構ありました。そういったところが、じゃあその後に、じゃあコロナ、まあ今、コロナも今終わりかけているかなとは思いますが、そういったときに、じゃあ前はどういうふうに行っていたのかなというふうなところを知りたいというふうなことがあれば、そういったところはうちのほうでもお手伝いはできるのかなというふうに思っているところです。

私からは以上です。

○議長（小松穂積） 補足の補足。一問一答だから。佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 地域担当職員のサポートですとか、それから今、まあ用具に助成金ですとかね、それから様々市長答弁にありましたように、なまはげ伝道師の方々がサポートの役に回るといった様々あるんですね。で、要すればですね、市長答弁にありましたように、なまはげ柴灯まつりのね、その彼の言葉で、やっぱり我々がもう一回ね改めて感じさせられたのは、主体は誰なのかと、メインプレーヤーは誰なのかということだと思えますよ。で、地域のそういった脈々と受け継がれてきた文化なり行事なりを残したいという気持ちは、我々もそうですし、やっぱり地元の方一番思っていると思えますね。それがやっぱり根っこにあった上でのいろんな方々からの支援なり、財政的な支援だったり、人的な支援だったり、もしくは関係人口の方々がそこにどうやって携わるかと、関わっていくのかというふうなこともいろいろなやり方があるでしょうから、それを工夫するということだと思えますね。

やっぱり何よりもですね、地元の方々が何とかして残そうよと、もう少し、もう1年頑張ってみるかというところが私は一番大事じゃないかと思えますね。そういった面から見ると、まあ様々な事情があったと思います、トウニン行事も。神事だけで今回終わったということは、多分コロナでもってですね、いろいろ地元の方も迷われての決断だと思いますけども、よく言うのは、地域の小さい集まりでも何でも、市長も私も言うのは、まずコロナだからやめるべと言うんでなくて、コロナだけでも何と

かしてできないだろうかということ工夫してくれないかと。それは出張所職員にも、出張所長にも、もう口酸っぱくして言ってます。集まったけども、また今回もコロナでまずやめましたって。いや、もう一回集まって考え直せないかちょっとしゃべってみてくれというふうなメールをよくしています。電話もします。で、要は地元の方々がね、さっき市長の答弁にもありましたように、文化に誇りをもって後世に伝えていくという固い信念、これがベースにあって初めて周りの方々とか様々な市からの支援もサポートの効果が生きてくるのであると思いますので、まあまあそれは釈迦に説法、船木議員が一番よく御存じだと思いますので、どうか議員からもですね、例えば地元のトウニン行事にしてもですね、天王のほうとの関わりもあると思いますけども、今年はぜひフルスペックでやろうというようなことで声かけしてもらえば、うちのほうの地域担当職員も派遣しますし、いろいろな面での応援もできると思いますので、そこを何とかもう一回検討していただければというふうに思っています。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。7番船木議員

○7番（船木正博議員） ありがとうございます。勇気をもらえるような御答弁いただきまして、本当にありがとうございました。

まずね、やはり自助努力が一番大切なんだと。まあそういうところで、行政もサイドからちょっとね、押し上げていただければということでございます。

それでまあコロナも今までありましたけども、もうこれからいわゆるコロナ、まあウィズコロナになったので、これからコロナ日本の再起動だと思いますので、そういったことで、まあいろいろ地元の皆さんそれぞれに頑張っていただけるのが最終的にはこのね、維持するための大きな力であると思いますので、お互いにそういうところを考えながら頑張ってまいりましょう。

あとね、まあ先ほど若い世代と子育て世代、かなり力を入れてもらって、これは将来のためはかなりいいわけですがけれども、これは当然必要などころでありまして、まあこれまでね、いろいろこの日本をつくってくれた高齢者の皆さんに対するね、その思いもやっぱり両方も兼ねながらね、いろいろこう対処していただければありがたいと思います。ということで、そのバランスを考えながらですね、やっていただきたいと、そういうふうに思っております。

いろいろこの制度的にと政策いろいろやってもらって、本当にまずいい政策を進

めてもらって、男鹿市もいい感じでやってると思いますので、それ以上にまたね、もうちょっとこう潤いのある男鹿市をつくるために、これからもっと頑張ってもらえればありがたいと思います。

ということで、これからの皆さん、私の決意ですが、皆さんのそういうふうな男鹿を思う心でこれから頑張ってもらいましょう。ということで質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 7番船木正博議員の質問を終結いたします。

○7番（船木正博議員） どうもありがとうございました。

○議長（小松穂積） 次に、8番佐藤誠議員の発言を許します。なお、佐藤誠議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。8番佐藤議員

【8番 佐藤誠議員 登壇】

○8番（佐藤誠議員） 一般質問初日の4番目、最終となりました。明政会の佐藤誠でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、今回4点についてお伺いしたいと思います。通告に従ってお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

1点目は、所有者不明土地等の対策について伺います。

人口減少、また少子高齢化が進む中、相続件数の増加、権利関係の複雑化、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行していると言われます。また、所有者不明の土地、家屋などが適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことも懸念されてきました。今後、所有者不明土地のさらなる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題であります。

国では、令和4年11月1日から「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されていますが、その対策は、地域における関係者が一体となって着実に取り組んでいくことが重要と思われれます。

そこで質問をいたします。

①として、市では所有者不明の土地家屋の実態についてどう捉えているか。また、発生する原因をどう考え、これまでどのように対策されてきたのか。

②として、対策を推進しにくいという問題点があるとすればどのような点か。ま

た、その中には少子化が原因となっている事例もあるのか伺います。

③として、国土調査や都市計画などの進捗に影響がないものか伺います。

④として、所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」などを考えたことがあったか伺います。

⑤として、国の補助金の利活用などにより、現状の対策から前進させることも可能と考えるが、今後の方策としてどのようなことを考えるか。

以上5点について伺いたいと思います。

大きな2項目目です。期日前投票所について伺います。

一票の選挙権は国民に等しく与えられた権利であり、それが唯一の参政権であります。しかしながら、人口減の当市におきましても、投票所が集約され、それまで歩いて行けたのに、遠くなったことで投票に行くことを諦めたり、おっくうになったという声も聞きます。運転免許の返納も多くなる中、投票率を上げるような施策を工夫しなければなりません。

他自治体でも最近では実施されていますが、男鹿市も車両などに投票箱を積んで、日時を区切って回っていくなど、移動期日前投票所を考えることが必要ではないでしょうか。もちろんデジタル化がどんどん進んでいきますので、スマホで投票する時代もすぐそこに来ているかもしれません。

人口減になれば様々な工夫がされると思いますが、投票は第一に、市民の皆様の意向がしっかり反映されることが民主主義の根幹であります。また、ポスターの掲示板も少なくなり、各町内に1か所もないところもあるのではないのでしょうか。看板がなくても、市民に分かりやすく周知できるよう、選挙公報なるものを発行する工夫も必要ではないのでしょうか。

そこで以下の質問をいたします。

①として、免許返納者の増加など、身体的にも遠くまで行けない人にも等しく参政権はあるが、市はどのようにして投票の平等性を保とうと考えているのか。

②として、投票所までの距離に基準はあるのか。また、移動期日前投票所が必要と考えるが、市の見解はどうか。

③として、高い期日前投票率で全国的にも注目されるほどの貢献をした地元スーパーから、期日前投票所を別の商業施設へ移すことになった経緯や事由は何か。

④として、選挙公報なるものを発行できる可能性はあるか。

以上4点について伺います。

大項目3番については、公衆トイレについて伺います。

家やお店、会社でもトイレがきれいだとおもてなしの心とやる気を感じるものです。特に女性はトイレがきれいでないと嫌がる人も多いと思います。

男鹿市の公共トイレは、観光課、建設課、農林水産課など、それぞれ主管や管理が異なっているとも聞きます。特に、観光客はどのように感じているのか気になるところです。誰にでも気持ちよく利用できるトイレになっているのか、現状のトイレの状況とその管理の状況について、以下質問いたします。

①として、観光課管理のトイレ18か所のうち、通年開放されているのは4か所のみであるが、大部分で4月から11月までしか開放されていない理由は何か。また、冬季は使用できないということをごどのようにして案内しているのか。

②として、観光課管理以外のトイレも利用期間が限られているのか。また、地元の方々だけでなく、観光客にもそういうところを利用していただくという考えはあるのか。

③として、外国人も多く来られると思うが、洋式便器になっていない箇所があれば、早急に和式から洋式にすべきではないか。

④として、トイレ清掃を委託している場合、市で望む基準はどのように示されているのか。また、その基準が保たれているかどうかについて、誰がチェックし、管理をどのように行っているのか伺います。

大きい4番に移ります。デジタル化の推進について伺います。

先日、いとくの市民サービス窓口を訪ねた際、男鹿市が現在、県内第2位のマイナンバーカード申請率であると知り、市長のリーダーシップと市職員の御努力に敬意を表します。

幾ら人口が減り、職員も市民も働き方改革をしたとしても、男鹿市の面積は減ることがないわけで、道路等のインフラも変わらず少ない人数で維持していかななくてはなりません。そうなれば、必然的にデジタル化に向かって展開していくと思います。できることから積極的に取り組むことで、市民生活がより豊かになっていくと思われま。市では具体的にどのような形でデジタル化を推進されるのか伺います。

①として、市のデジタル推進班はどのような役割をしているのか。

②として、市のLINEアカウントを使用すれば、それほどの費用をかけずに、市民が地域で見かけた公共インフラの不具合を、スマホで位置情報や写真、動画などで報告するシステムを構築できるのではないか。そのことにより市民の貢献意識も高まるのではないか。また、行政側や対応する業者も、映像や写真を見れば現場を確認する手間が軽減されるのではないか。

③として、今後、市がデジタルを利用して、どのような市民サービスの提供を考えているのか。

以上3点について伺います。

以上で質問を終わります。市当局の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 佐藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、所有者不明土地等の対策についてであります。

人口の減少や高齢化の進展、地方から都市への人口移動等を背景に、所有者不明の土地が全国的に増加し、公共事業を実施する際の支障や土地の利活用の阻害要因になっていることから、国では、所有者不明土地の利用と適正な管理を推進する制度の整備を進めております。

当市において、現状では、そうした土地に関する相談は寄せられておらず、また、公共事業の実施に当たって支障となった例もなかったことから、その実態の把握や要因の分析をはじめ、国の新たな制度の活用についても検討しておりません。

国土調査については、令和2年度から、土地の所有者の所在が明らかでない場合は、地積測量図などの客観的な資料を用いて、法務局と協議の上で作成した筆界案を公示することで調査を進めることが可能となるなど、事務の円滑化が進められております。

今後、人口減少がさらに進み、本市においても所有者不明土地に関する課題が顕在化することも十分想定されますので、こうした土地を公益的に利用する際には、必要に応じて、地域福利増進事業等の活用も検討してまいります。

御質問の第2点は、公衆トイレについて、まず、トイレの利用可能期間等について

であります。

市内の公衆トイレは、観光課が管理する観光地のトイレのほか、都市公園や漁港、駅前など、その所在によって所管が分かれておりますが、市が管理する44か所は、その全てが地元の方はもちろん、観光客も利用することができます。

これらのトイレの利用期間については、利用者数の見込みと設備維持の観点から設定しているもので、例えば通年での立ち寄りが見込まれる水族館前や真山地区、各駅前などでは1年を通して利用可能にしておりますが、海水浴場のトイレについては夏季のみ、お山掛けの途中で利用される毛無山や冬季間の施設営業がない寒風山などは、積雪前後で閉鎖しております。

また、独立した公衆トイレを冬季間も継続して利用するためには、整備の時点から凍結防止用の暖房設備などを備える必要があり、配管などが破損しないよう、一定のコストをかけて稼働させております。

しかしながら、強風や寒気の影響で、水抜きやポンプの取り外しなどを行ってもなお破損する設備もあり、毎年修繕費用が必要となることから、今後、老朽化したトイレについては一定の集約が必要と考えております。

なお、閉鎖の際は、入り口に「冬季間閉鎖中」の掲示などをし、積雪や設備の状況によって利用可能時期が変更になる場合は、市のホームページでお知らせしております。

次に、トイレの洋式化についてですが、いわゆる観光スポットにおいて洋式便器が設置されていないのは、昭和50年前後に整備された加茂青砂、小浜と五里合園地の3か所のみで、近隣に新しいトイレがあることから、これらも集約の対象と捉えており、現段階で洋式化することは考えておりません。

また、トイレの清掃はシルバー人材センターが受託し、地元在住の方が作業を請け負っている場合がほとんどであり、トイレ内の清掃と破損の通報、トイレトーパーの補充などを、季節ごとの利用状況に合わせて清掃回数を増減しながら行っております。実施の状況については月次報告書を提出いただいているほか、破損の連絡があった場合などは、随時、現地を確認しているところであります。

御質問の第3点は、デジタル化の推進について、まず、デジタル推進班の役割についてであります。

新型コロナウイルス感染症の流行により、テレワーク、オンライン会議などデジタル技術を活用する取組が進み、日常生活や働き方、価値観などに大きな変化をもたらし、市民サービスの充実の面でもデジタル化のニーズが高まっております。

国では、情報システムの統一・標準化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化など、行政のデジタル化を進めるに当たって自治体に取り組むべき事項・内容を示しております。

こうした取組を推進するため、本年度から総務課内に新たにデジタル推進班を設置し、本市におけるデジタル化の牽引役として、現在、市民が便利で暮らしやすい地域づくりを進めるための指針となる男鹿市DX推進計画の取りまとめ作業を担っております。

今後、このデジタル推進班を中心に関係各課からなる男鹿市DX推進チームを設け、行政、産業、くらしの各分野において、様々な取組を積極的に進めてまいります。

次に、市のLINEアカウントを利用した報告システムの構築と、デジタルを利用した市民サービスの提供についてであります。

本市では来年度、LINEを利用した体育館や公民館など公共施設の予約システムの導入を考えており、市の公式LINEアカウントと連携することで、利用者は新たなアプリを導入することなく、いつでも、どこでも、気軽に施設予約を行うことができるようになります。

また、今後は、今年度策定する男鹿市DX推進計画に基づき、LINEを利用した各種証明書の申請や災害情報の発信、議員御提案の市民の皆さんが撮影した写真を市と情報共有するシステムの構築など、市民生活の利便性の向上や業務効率化の観点から幅広く検討し、さらなる機能の拡充を進めてまいりたいと考えております。

期日前投票所に関する御質問については、選挙管理委員会委員長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（小松穂積） 浅野選挙管理委員会委員長

【選挙管理委員長 浅野光男 登壇】

○選挙管理委員長（浅野光男） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、期日前投票所についてであります。

まず、投票の平等性の確保についてであります。公職選挙法では、選挙人は選挙の当日、自ら投票所に行き投票をしなければならないと規定されており、その例外として、期日前投票や不在者投票などができることとなっております。

特に、期日前投票について、本市では平成16年の導入以来、多くの有権者から御活用いただき、期日前投票者が全投票者中7割を超えるほど、広く浸透した制度となっております。

本市における期日前投票所は、本庁市民ホール、若美支所及び各出張所、船越商業施設の計10か所に開設しており、選挙の種類に応じて、最短でも6日間は設置しております。県内他市と比べても比較的きめ細かく設置している状況であり、当面は、10か所体制の維持により投票の利便性の確保を図ってまいります。

次に、投票所までの距離の基準などについてであります。国の通知により、有権者の住所から投票所までの距離が3キロメートル以上ある場合は投票区を分割し、遠距離地区の解消に努めることとされております。

本市では、職員数の減少や期日前投票制度の浸透による当日投票率の低下などにより、平成22年4月の市議会議員選挙から65投票区を33投票区に再編しておりますが、この際に高齢化集落等に配慮し、おおむね2キロメートル以上の区域について分割することとして現在に至っております。

有権者数の減少や投票立会人の成り手不足等を背景に、県内でも投票区の再編が進んでおり、その代替措置として移動期日前投票所などの開設が行われております。

本市においても人口減少が進んでおり、有権者数や当日投票者数が極端に少ない投票区を解消するための再編を行う場合は、遠距離となった地区などを対象に、移動期日前投票所を開設することなども検討してまいりたいと考えております。

次に、商業施設の期日前投票所の変更の経緯等についてであります。

選挙管理委員会では、有権者の投票の利便性向上と選挙啓発を目的として、平成16年の期日前投票制度導入以来、市内全域の有権者を対象に、船越地区の大型商業施設を期日前投票所として指定しており、平成21年の県知事選挙からは、現在のスーパーセンターアマノ男鹿店を選挙執行ごとに指定しております。

このたび、いづく男鹿ショッピングセンターを指定しましたが、その理由として

は、昨年4月に同ショッピングセンター内に市民サービス窓口が開設されたことに伴い、有権者の投票しやすい環境づくりを最優先に協議・検討した結果、買物客のほか、市民サービス窓口利用者の投票も見込まれること、また、投票受付システムの障害発生時など緊急のトラブルがあった際のバックアップ体制がとられており、投票所を安定的に運営できること、さらに、投票所として利用できる広いスペースがあり、投票の際の混雑解消、行列による買物利用客への影響も少なくなることなどの理由により、今年3日開催の選挙管理委員会において、4月9日執行の県議会議員一般選挙の期日前投票所の一つとして指定を決定したものであります。

次に、選挙公報の発行についてであります。

選挙公報は、市町村議会議員選挙など、当該選挙に関する事務を管轄する選挙管理委員会が条例で定めることにより、発行することができるものであります。

実施に当たっての効果としましては、有権者が市議会議員及び市長選挙の候補者が掲げる政策などが分かり、投票判断に利用することができるほか、公費負担であることから、候補者の資力によらず、有権者に政策の浸透を図ることができることなどが挙げられます。

一方、課題としては、選挙告示後に公報原稿の校正、印刷及び配布を行うため、期日前投票者が投票者中7割を超えている本市の状況をみると、各家庭への配布前に投票を終えている有権者が多いことが想定されます。

昨年4月の市議会議員一般選挙からは、新たに公営によるビラの作成を実施しているほか、昨今のデジタル化を背景に、ホームページやSNS、動画共有サービスを利用した選挙運動なども今後進んでいくものと考えており、選挙公報の発行については考えておりません。

以上です。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 御丁寧にありがとうございました。

一問一答ということで通告させていただきましたが、いろいろ御答弁いただきましたので、なるべく簡略化していきたいと思いますが、まあ最初の所有者不明土地のほうは、まだ市のほうにはまだそんなにその相談とかないということなんですけども、結局、今、男鹿市で組んでその、こういうものを解決する団体っていうのは、空家

等対策推進協議会、これ先ほどの質問でもございました。それで、そういう体制で例えば今後もこういう問題を扱っていくのか。さらにこれを拡大していくのか。やはりそこにまだなかなか難しい問題がこれ出てくると思うんですけど、難しくて、この調査しなきゃいけないんで、今度また国はこれに予算づけしたりしてきますので、こういう調査費用とか、それからそういう組織づくりとか、そういうことにも国では準備されていると伺います。そうした場合、そういう新しくとか、もしくはこれを拡充するとか、そういう考えとしてまず準備する考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） お答えいたします。

所有者不足土地のその協議会関係の件でございますが、今回の法改正の中で、市町村においては、まあ対策協議会の設置が可能というふうには書かれておりますが、ただ、我々が持つてゐる空き家、空き地のその協議会のほうとの関連性とかの部分も検討しながら、この後、単独で立てるのか、それともそこら辺をまとめたものにしていくのかというのは、この後検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。 8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 私が何で今回この質問をしたかということ、やっぱり私の周りでは困ってる人が本当に多いということで、相談に行くにも行けないから、市にはなかなか相談がないんじゃないかなと、逆に思うわけでございます。で、実例として前も議会で申し上げたと思いますけれども、やはり多くの土地を持つてゐるお父さんが亡くなって、お母さんも施設に入って痴呆になって、やはり子どもは東京にいて、あと誰も相続、こっちを見る人がいない。山や畑や土地とかを見る人がいない。そして本当固定資産税だけ払ってると。で、そういうふうな人もいたり、それから、隣近所はもう亡くなって、一人者の人が亡くなって、もう連絡先も本当に分からない。誰に連絡したらいいか分からないけど、やっぱり屋根が剥がれてきたり。やっぱり周りですうしようかと。解体するにもお金がかかる。やはりいろんな形が現れてきて、子どもが少なくてね、昔はいっぱい子どもいたかもしれませんが、相続する子どもも少なくて、一人でそれを相続しないといけなかつたら固定資産税も払えないと。放棄する

にも放棄できない。こういう現状に今なってきたんじゃないかと。日本全体がそうなってきたから国はこういう法律を定めなきゃいけないし、相続したくても相続できなくて、そして放棄して、あとは連絡も取れなくなったり、様々な形が出てくるんじゃないかと。聞くところによると、そういう不明土地っていうのは、九州と同じくらいの面積が日本にもあるということが書かれてました。ですから、非常に面積的には今後また多くなっていくし、男鹿市もそういう中に入っていくんじゃないかと。これはやっぱり準備しておかなければいけないし、なるべくそれを防がないといけない。じゃあ、防ぐためにどうしたらいいのか。調べて、できるところから今から準備してやっていかなきゃいけないと思う次第です。

まあ今のところ何も来てないというのであれば、あるかもしれませんが、多分これはかなりある問題なので、ぜひ、もう既にやってる自治体もごさいます。山形県の鶴岡とか新潟とか、まあやってるところあります。そうやって国でも支援したりしながらやってるところもありますので、ぜひ参考にしてですね、また取組を考えていただければいいなと思います。そういう方向性として、まあ取り組んでほしいということなんであれですけども、そういう方向性はお考えになっていただけますでしょうかという質問です。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） お答えさせていただきます。

まず、先ほども申しましたが、この後そういう事案等が出てきた場合には、やっぱり検討するということも必要かと思えますし、現在、まあ空き家に関しましては、やっぱり件数等は把握しておりますので、そういう部分についてのところはあります。ただ、あくまでもやっぱり所有者が不明、現時点で不明というところで、やっぱりその個人の財産には変わりはありませんので、そこら辺の扱いについては、いろいろな法律等を参照しながらやっていくべきというふうに思っております。

今回、この所有者不明土地の利用円滑化の関係の法律が改正になったちょっと前に民法等も、民法、それから不動産登記なんかの法律も変わっております。その中で、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律というのもできておまして、これは平成3年にできておまして、公布後2年以内の政令で定める日とい

うことになっておりまして、今年の4月27日からこの法律が施行され、動くということになるかと思えます。まあそこら辺のやっぱり制度的な説明というのは、相談あったときは当然必要ですし、まあ、ただこれも単純に国へ帰せる、帰属させるということではできなくて、ある程度負担金を払わなきゃいけないという制度でございますので、そこら辺も考えますと、どうしてもやっぱり金銭的に厳しい方は、ちょっとやっぱり自分でできないというところもございます。で、土地が不明な方、所有者が不明な部分はあるのですが、もし分かっているところであれば、まあ従前、空き家等の解体に補助金を出しておりましたが、来年度から少し拡充しまして、まあ今までやっていた部分、まあAランクの部分でございますが、ここにつきましては、制度を改めまして補助率を30パーセントだったものを50パーセント、それから上限を50万円にというふうに改めまして、それからBランクというところに評価された住宅については、補助率20パーセントで上限20万円、それから町内会が主体となりましてAランク、Bランクの建物を解体する場合は、補助率80パーセント、上限80万円というふうに、そのこの部分の制度等も改正していきますので、そこら辺を使いながらやっていければと思えますが、ただいずれにしましても所有者不明というところについては、課題が当然残るんですけども、やっぱりそこは市として対応しなければいけない部分についてはやっぱりしていかなければいけないと思えますが、ただ、市が率先してそこを解体する、何とかするというのは、やっぱりちょっとなかなか難しいことだと思っておりますので、そこは御了承いただければというふうに思います。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 不産産登記のほうまで御説明いただきました。ありがとうございます。

まあ何で不明土地が出るかというのと、多くは相続登記がされてない。相続未了が大体66パーセントぐらいだそうです。それから、住所変更登記をされてないのが34パーセントぐらい。これはなぜやらないかというのと、今までやらなくても別に法律違反でなかったからやってなくて、別にその相続登記、おじいさんが亡くなってそのまま、親父も何もやらなくて、それで自分も、自分のときになったら、あれ、やってねえじゃねえかって、それでよかった。でも今度はそうならないと。

で、先々月号ぐらいでしたっけ、市報に、その相続が分かったときから3年以内に

登記しないと10万円の過料がという記事が、お知らせが市報にありました。市民の方も結構、何だこれっていうことでありました。で、私、まあこれは法律でこうして決まってくる。だから相続が分かったときから3年以内に登記しないといけなくて罰金になるというような形です。で、このことが意外と分からない。で、私が御提案をしたいのは、さらにですね、亡くなったときに、亡くなった人に、届けに来ますよね、死亡届。そのときにそういう案内をぜひですね、これ一言、役所のほうから案内をしてあげるべきだと思うので、そういう準備はされてるかどうか、またしていく方向はあるのかどうか伺います。

○議長（小松穂積） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 死亡届等があった場合に、まあ正式な相続人が決まるまでの間、やっぱり代理っていうか代表者を届けていただくようにしております。その分で固定資産とかそういう部分はそちらの方へとりあえず送るような体制はとっております。なので、その場面ではそういう登記を変えなきゃいけないという部分の説明は、そこでできるというふうに思っておりますので、一応まず決まらなくても代理という形の届出はいただいているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 所有者不明の土地については、まずこの辺にしておきたいと思います。ありがとうございます。

期日前投票所につきまして、選挙管理委員会のほうから丁寧な御答弁いただきました。ありがとうございます。

移動投票所も検討していただく方向があるということ、まあ選挙広報はちょっと難しいということですが、私がやはり実際この男鹿市の、まあ移動投票所を考えていただけるということでもよかった、ありがたかったですけど、やはりこの平成22年に投票所が、まあ統廃合というか、再編されましたけども、例えば市議会議員選挙を見ても、2006年は82.94パーセントで、2010年、これもまた市議会選挙、81パーセント、この辺が22年になってくると思うんですけど。そしてその後、2014年は74.4パーセント、そしてその後、2018年は68.92パーセント、どんどん下がってきてるんですね。で、去年4月は65.59パーセント、

だんだん投票率が下がってきてると。これはその前のデータがないのでよく分かりませんが、かつては80パーセントぐらいあった投票率がどんどん下がってきてるといことはどういうことなのかっていうことは、これだけではちょっと言えないところはございますし、ですから、ぜひそういう足腰がやっぱり容易でない人も選挙権あるんだから、ぜひそういう方向に考えていっていただきたいし、そうなっていただけるように考えていただけると御返事をいただきました。

それとですね、すいません、これ質問にありませんでした、ごめんなさい。

アマノさんの件について、今回、いとくさんのほうになるということのをちょっと伺ったときに、あれ、何でっていうのが私の正直な実感でございました。で、そういうふうな報告がございましたけども、私としてはですね、まあ今までアマノさんで一生懸命頑張ってくれて、もう全国からこうして視察まで来てくれる、本当にこの男鹿市のその期日前投票の60パーセントもやるような、そういうようなすばらしい貢献をしてくれた地元の、地元のスーパーに対して、いやあ、やっぱりそういう商業施設ってば、やっぱり買物客がそれで少し増えてきたりも、それも期待して置いてくれたと思うし、ということをもったときに、いやあ、ちょっと冷たい仕打ちじゃないかなということをもった次第です。ですから、やっぱり感謝して、やっぱり地元の企業を少しでもという気持ちにならなかったのかなっていうのがちょっと残念だったんですけど、まあやってみてどうなるかっていうことは、まあもう決めてしまったことですからちょっと言えなかった、そうは言えませんが、選挙管理委員会が決めることなので何とも言えませんが、そういう気持ちとか、地元企業としては考えなかったのかなっていうところだけ聞きたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小松穂積） 答えなければいけないか。

○8番（佐藤誠議員） 答えられるかどうか分かりませんが。

○議長（小松穂積） 今はちょっと質問おかしいなよな。先ほど一回きちっと答えるんだよな。また新たに問題提起をして、その答弁求めるっていうのは、まあ委員長なり、事務局長よければ今。

○議長（小松穂積） 湊選管事務局長

【選管事務局長 湊智志 登壇】

○選管事務局長（湊智志） ただいまの期日前投票所に係るアマノさんの地元企業とい

うところの観点ですけれども、選挙管理委員会としましては、やはり投票環境の向上と申しますか、より投票しやすいところがいいのではないかと申すという観点に立って、今回いとくさんのほうを指定したところでございます。

その理由といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、市民サービス窓口があるということ、その利用者が見込まれるということ、また、スーパーだけではなくて隣に衣料品ですとか雑貨とか、そういったものを扱うお店もあるところ、まあ家具とかですね、そういったお店もある。で、向かいのほうには飲食店等々もありますので、そういったこともある。まあ100円ショップもあつたりですとかドラッグストアもある。そういったことで人が集まりやすく、少しでも立ち寄りやすい、そういった環境なのかなということ、選挙管理委員会の中でこう決めたことと申す。

加えて、投票所の安定的な運営ということをお考えすると、万が一システム等に支障があつた場合、近くに窓口がすぐございますので、そこでのバックアップもとられるということ。そういったこと等々を考慮した結果、委員会の中で、皆様の中で御協議いただいて決定したところと申すので、御理解賜りたいと思つています。

以上でございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 投票所については分かりました。投票率が上がることを願つております。

3番目の公衆トイレについてちょっと伺つたいと思つています。

公衆トイレで、確かに通年開いてるところは3か所、4か所ぐらいあつて、やっぱりなかなか冬季は使用できないと。冬季が使用できない。で、冬季っていうのは、結局、多くは4月から11月が利用できるっていうのは書いています。まあ海水浴場は夏場だけなつていましたけども、でもほとんどが4月から11月だけ開けてるみたいな感じだったんですけど、やっぱり男鹿をもう少し、もう少しその期間増やせないかなつて。例えば、明日から3月ですけど、3月なればもう結構、外暖かくなつてくるし、例えば男鹿駅前の諸井のところにあるe-Bikeも、3月なれば貸し出ししていくわけですよ。男鹿市を回つてほしいと言つてるのに、トイレがない。ましてや観光客に来てほしいと言つてるのに、そこはもうちょっとここを広げるべきじゃない

かなと。そしてまた、まあ私は南磯のほうの人間ですけども、ゴジラ岩、せつかくあそこまで駐車場造って広げて、来てほしいってやってるけども、あそこの小浜のトイレはじゃあ何なんだと。和式のままで全然整備されてない。あれでは女性が来ない。なかなか来れない。まあ近くに門前ありますけども、やはり、例えばあそこで魚釣りしてる人は、やっぱり女性はあまり多くないですよ、見てれば。もう少し何かできるんじゃないかなと。それから、冬場凍るかもしれないから、凍止め、早めにやるかもしれないけども、もうちょっとできるんじゃないかなという感じがあります。ましてやまた冬に行って、観光客もやっぱり回る人いるし、柴灯まつりに来た人で回る人もいるし、そういう人たちがやはりなかなかトイレがあると思って行ったら閉まっていた。ここ閉鎖です。冬期間閉鎖って書いて。書いてたって我慢できるものでないからその辺でやると、裏に行くとやると思いますよ。そういうのがもう子ども連れてって、ああしょうがねえ、じゃあ裏でやれって、そういう形になるんじゃないかと。だからもう少しこれ何か観光客を迎える男鹿市としては、トイレがきれいなどころに行ったら本当感動しますよね。迎えてくれてるって感動するので、ぜひそれをですね、洋式化と併せてですね、観光客を迎えるだろうし、外国人を迎えるだろうし、それからお年寄りもいるかもしれないし、子どもなんかもなかなか和式はまたげなかつたりしますので、ぜひその辺をもう少し考えて、トイレにもう少し力を入れたらいいんじゃないかなということを思いましたし、実際、実はこれ市民の方から要望があって、これ私も興味持って調べさせてもらったんですけど、そんなことを伺いましたので、ぜひそういうこと、もう少し期間を長くできないものかどうか伺いたいと思います。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） 私からは、公衆トイレのお話についてさせていただきたいと思います。

まず、今の現状なんですけども、実際は、市長からの答弁ございましたとおり、季節ごとですね、それぞれの観光の需要に合わせてオープンしてございます。

で、まあトイレなんですけども、大抵であれば、まあ普通であればという言い方ちょっとあれなんですけども、まあ道の駅オガーレでございます。で、オガーレにきれ

いなトイレがあって、で、観光客の人、特にインバウンドとかというふうなお話もございましたけども、じゃあそのインバウンドに来たお客様が本当にじゃあそういう小さい今の和式のトイレを使うのかとかいうふうなことを考えると、非常にやっぱり可能性は少ないのかなというふうに思っております。あくまで需要の多いところ、そういったところに、まあお客様のニーズに合わせて、で、それで展開していくと。で、例えば寒風山ですとか、今、冬は閉鎖してございます。ただ、それも回転展望台がやる時期、それも変わったりもしますので、それに合わせてオープンしたり、あるいは、まあ真山のほうですと、真山神社ですと一応まあ通年来るだろうということで通年の営業にしていると。ただ、トイレの清掃の回数ですとかそういったものについては、その利用者の状況に応じて、まあその回数も変動させてるというふうな実態でございます。なので、そんなに一生懸命トイレだけをやっていても、ちょっとなかなか現実的ではないのかなというのが今の状況で、そういうふうと考えてございます。

もう少しお客様のニーズに合わせてやっていければなというふうに思ってますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） まあ整備の方はまだ難しいかもしれませんし、私はあるものだったら期間延ばすくらいならすぐできるんじゃないかなっていうのが私の感覚です。1か月延ばせばできるんでないかなっていうことを思いました。まあそれは後でまた考えていただければいいと思います。

それと管理の件、ちょっと伺います。管理は男鹿市が委託して、ほとんどシルバーなのかなと思います。で、男鹿市は、先ほどトイレトペーパーの補充とか、まあいろいろ故障したやつとか、そういう報告をもらったりしてると言いますが、私が伺ったのは、トイレ見てみますと、床とかもすごい汚かったり、壁も汚かったり、くもの巣あったり、トイレの、何かあそこに表あるんですよね。何月何日、ほぼ毎日みたくに掃除したって丸ついてるんです。見ます。用具箱の裏あたりに大体かかっているんです。でも、それ見れば毎日やってるようだけど、これで毎日やってるんだべかって思うようなところもあるんです。実際入ってみて、俺、ここさくもの巣あるねがって。目の前に、ここに。そういうような掃除してるのかなって。誰が管理してるのかなと。管理ってどこまでやって管理って言ってるのかな。どこまでやってほしい

と。くもの巣やらなくてもいいと思ってるのか、そういう手洗い所なんかもあかとかついてたり、いまだに固形石鹸のネットみたいな、ああいう時代ではない。それで観光客を呼べたって、これはえっと思えますよ。だから、私が何でトイレと思ったかと、本当に、これ何として管理してるの、誰が管理してるの。シルバーに全部任せて管理も任せてるの。でもそれを市がお願いした、してる仕事をちゃんとやってるのかどうかは、市が管理しないとイケないんじゃないかと。で、そこまで管理できてるのか。その辺を伺いたかったんですけど、どうでしょうか。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） トイレの管理の話なんですけども、まず基本的には、シルバー人材センターですとか、あるいは指定管理の方ですとか、そういったところに委託しまして、それで、まあ毎月報告をもらって管理していると。あとは、もし壊れたとかそういったこととかあれば、そのときも現地に行ったりして見ております。

で、くもの巣の件なんですけども、恐らくちょっと老朽化してる施設かなというふうにちょっと思ってます。新しいところですか。で、まあくもの巣もそうなんですけども、やっぱり建物はどうしても古いものについては、そこはちょっと管理してもちょっと行き届かないというか、建物自体がもたないというふうなこともございますので、そこは先ほど市長が答弁したとおり、まあ集約していくと。そういったところはだんだん壊して行って、で、新しいところ、そういったところに集約していきたいなというふうに考えております。

で、あと管理のほうの続きなんですけども、もしシルバー人材センターさんとかそういったところに委託して、その分でやっぱり行き届かない部分というふうなのがあれば、それはそれでこちらのほうからどんどん指導していきたいというふうに思ってますので、議員のほうからもしそういったことがあれば、随時、私のほうにお知らせいただければ非常にありがたいなというふうに考えておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。 8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） それ議員から報告して、議員が回ってあって報告するんでなくて、それは市が委託してるんだから、市がちゃんと管理しないとイケないって思いません。言葉間違ったでしょう。訂正してください。

○議長（小松穂積） 佐藤観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 佐藤雅博 登壇】

○観光文化スポーツ部長（佐藤雅博） すいません、ちょっと間違えました。ごめんなさい。

もしそういったところをございましたら、委託してるほうから随時報告はもらっております。で、もし市民からもそういった声があって議員のほうにもお話があった場合とかあれば、その際は、もし指摘していただければありがたいなというふうに思っております。議員が毎回回って歩いてくれとか、そういう意味では全くございませんので、大変失礼しました。申し訳ございません。訂正します。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） まあちょっとまだ不満なんですけど、市でそういう人、管理する人で回って歩くとか、たまに抜き打ち検査するとか、そういう体制つくればいいんですよ。ぜひそうやっていただきたい。それでなければあれですよ、くもの巣張ったところに何て貼ってるかっていうと、「日本一きれいなトイレ」ってシール貼ってるんだよ。知ってます。ぜひ、ぜひ回ってください。

はい、すいません。質問ですね。

○議長（小松穂積） 質問してください。

○8番（佐藤誠議員） はい、質問します。

○議長（小松穂積） そこを知っていますかでもいいです。

○8番（佐藤誠議員） あ、知っていますか。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） トイレ、たかがトイレ、されどトイレで、議員御指摘のとおり、やっぱりどこもそうですね。やっぱりトイレがきれいだと非常に気持ちよくなりますしね、旅の思い出もまた輝くということはそのとおりだと思います。

シルバーのほうに掃除をお願いしておりますけども、市のほうでも、まあ大体、あ

ちこちちょっとがたがきてるトイレも多い状況で、何らかんかのその支障があつて、職員がまず、まあ1週間に一遍とはいいませんけども、まあ月に一、二回は少なくとも現場に行ってます。その際には、ぐるっと、まあ全部とはいいませんけども、周辺のトイレも何か所か掛け持ってって見てございます。決してシルバーにあとはお願いしてそれきりっていう話でございませぬ。ただ、それでもやっぱり下ばっかし見る、上ばっかし見るということで、決して今議員から御指摘あつたような状況だとすれば、もう一回ですね、やはり市を挙げてですね全部を巡回するぐらいの気持ちでですね、この春先にまた点検を見直していきたいと思ひますので、そういうふうな思ひでないとなつぱり観光地としてお客様迎える施設でないよということをもう一回我々も職員も含めてですね、肝に銘じて対応したいと思ひてございませぬ。

先ほどトイレの利用期間の話もありましたし、それも、まあ結果的にどうなるか分かりませぬけれども、冬場に入る前、それから男鹿ですと今頃ですと、3月に入りますと凍る心配もなくなりますので、そこら辺は可能かどうかも含めて検討させていただきたいと思ひます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） ありがとうございます。副市長から答弁をいただきまして、市の思ひを束ねて、また我々もまた頑張つて回つていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。トイレについてはその辺にしたいと思ひます。

デジタル化について、大変前向きに今頑張つてくださつてることがよく分かりました。ぜひデジタル推進班、我々ちょっとよく分からないんで、デジタル推進班に何か期待してしまうところ多いんですけど、まあいろんなことができると思ひます。マイナンバーもだんだん普及してくれば、いろんなことができると思ひますので、健康ポイントも紙でなくて、もうぽんとデジタルになって、それが市内の店に行ったらポイントで買物できたりとか、いろんなことができるかもしれません。タクシーの券、補助になったり、いろんなことができるかもしれません。ぜひ市民生活のことを、いろんなことを考えて少しでもよくしていただければいいと思ひますし、今後期待しておりますので、一緒に頑張つていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（小松穂積） 8番佐藤誠議員の質問を終結いたします。

---

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日3月1日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

---

午後 2時55分 散 会